

# 序

## 福祉を通じて人間社会を描く

### 1 人類史と福祉

人類は福祉を絶えず追求してきた。ここでいうところの「福祉」は、人々が享受する、適切な生存・生活の質の意味であり、英語におけるウェルフェアやウェルビーイングを指す。適切ではないと判断された物質的・精神的な欠乏や不足や不安への対応全般である。それゆえ、すぐに思いつく救貧、医療、教育の提供などだけでなく、治水や上下水道や公衆衛生といったインフラ整備も、警察や消防といった機構の運営も、場合によっては福祉に含まれる。人間の集団を、キクユ族やコリントン村、ベンガル地方といったローカルの単位で考えるにせよ、日本やアメリカ合衆国やオスマン帝国といった国ないしナショナルな単位で捉えるにせよ、はたまた古代地中海世界やイスラーム圏、東アジア、環大西洋世界のように範囲をグローバルに広げるにせよ、それぞれの領域でさまざまな時代に展開した経済も政治も法律制度も、そしてテクノロジーも文化・学問・芸術も、すべては究極的には福祉の実現を目指すものであったといつてよい。

ただし、福祉の外延部がどこにあるかについて1つ留意点がある。いかなる地域・時代にもある、主観的に「贅沢」に属するような事柄は、いずれも多様で可変的であるが、主として個人の単位で余分に追求するものでもあるだろう。それゆえ、人類学の指摘する「贈与と交換」にかかわる場合を除けば、「贅沢」は総じて福祉の範囲外である。もちろん、奢侈品が必需品に変わったり、衛生や栄養や医療などの「常識」が変わると、かつての「贅沢」も、福祉の射程に入ってくる。その逆のパターンもあるだろう。

それでは、試しに、いま思い浮かべられる任意の地域・時代について、あるいは自分と身の回りについて、考えてみてほしい。ある人とその被扶養者ないし保護者の生活の糧の喪失や、不遇、事故、怪我、病気、老齢、死といった個人または世帯に生じるトラブルだけでなく、地震・台風などの自然災害や飢饉・疫病、環境悪化や紛争・戦争、差別・迫害その他各種の外在的な災厄が不意に襲いかかり、しかも、それらの不断の可能性がもたらす不安感にも取り巻かれている人類にとって、福祉は常に求めずにはいられないものであり、またその十分な実現は見果てぬ夢であり

希望であるだろう。21世紀の人類にとっても、福祉は未完のプロジェクトである。

とはいえ、どのような福祉が望ましいのであろうか。この語に含意されている「適切な生存・生活の質」とは何なのか。また、理想はいろいろあるとはいえ、どのような福祉が実現可能なのであろうか。この一連の問いに答えるには、人間集団の範囲と価値観、そして利用可能な手段を考慮に入れなければならないだろう。銘記すべきは、どこかの集団——現代日本であれどこであれ——に属するあなたや誰か他の人にとっての望ましく実現可能な福祉が、普遍的な正解なのではないということである。たとえあなたや誰か他の人がその道の専門家や大賢人であったとしても。属する集団の価値観が不可侵の真理性を持つわけでもないし、他の集団の「優れた」福祉がいつまでもそうなのか、また移植可能なかはわからない。「劣った」福祉に見えても当事者にとってはそうではないかもしれない。福祉を実現する手段は経済状況や政治判断や技術革新によって変わりうる。

だとするなら、理想的な福祉を問い求めるためには、単一の抽象的な理論を構築するだけでなく、具体的な諸実践のバリエーションに対して、ある成功例をゴールにした歴史の発展経路を再構成するのではないやり方で、さまざまな方向から接近するほうがよいのではないだろうか。そして、見るべきバリエーションの素材を現在に限定するのではなく、また日本に限定するのではなく、世界の歴史という広大な領域に求めるべきだろう。

## 2 本書の狙いと特徴

本書『福祉の世界史』はこのような認識に基づいて企画されているが、これからの福祉をさまざまな現場で考えるための素材集であると同時に、諸国興亡史でも世界経済史でもない、もうひとつの、福祉実践の紡ぐ世界史の試みでもある。長い歴史を通じて、さまざまな地域で、どのような福祉がどのような価値観と物質的な条件のもとで追求されていたのか。そして、それらはなぜどのように変化し、別のタイプの福祉の追求に変容していったのか。内在的な論理と、異なる福祉の選択肢の間のせめぎあいの両方に目を配りながら構成してみたい。

歴史は過去を取捨選択する叙述である。『福祉の世界史』も他のどのような種類の世界史と同じく、網羅的ではありえない。本書は、そもそも焦点を福祉に絞っているがゆえに無数の重要な歴史事象を背景に退かせているし、福祉に限っても、当然、世界史上の隅々まで遺漏ないように言及はしていない（そのようなことはできないし、すべきでもない）。それでも、『福祉の世界史』は類書にない非常に多くの地域・時代を扱い、だからといってバラバラの項目を集めた事典的書物ではなく、いわば一書としての緊密な凝集性を備えた短編作品集のような特徴を持つ。

これを実現するために、まず、本書に参加している執筆者に対し、3つの依頼を

した。第1に、社会福祉発達史の枠組み（福祉はAからB、BからCへと発展ないし向上して、現在の、ある種の完成形としての福祉国家に至るといふ歴史像）を前提とせず、対象の地域・時代の福祉を当時の概念や用語法を踏まえて描くこと。その上で、進歩主義的で西洋中心主義的なこの史観の逆を行くような相対主義史観（福祉はaでもbでもcでも、それぞれに固有の価値があつてどれもよい）にも甘んじないこと。第2に、歴史的な福祉を検討するに際して、その供給主体の複数性を意識すること。換言するなら、たとえば、自助努力、助け合い、富裕者からの私的な慈善、公的な福祉のようにまとめられるいくつかのエージェントや機構が、どのような濃淡で福祉にかかわっていたのかを可能な限り書き込むこと。第3に、それぞれの地域・時代に生きて福祉を供給したり受給した（あるいはし損なつた）、普通は記録を残さない老若男女の気持ちや思いに、歴史学者、考古学者、人類学者の職業倫理が許す範囲で、できる限り近づくこと。つまり、福祉を通じて血の通つた人間社会を描くこと。

多人数の執筆者を糾合して緊密な一書に仕上げるもう1つの工夫は、その構成にある。これを説明する前に、前提となる時代区分の問題に触れておきたい。本書では、世界史を先史時代から古代・中世・近世・近代・現代と、大きく5つに区分した。それ自体は混沌でしかない過去を整序して理解するためには、歴史の叙述は必ず、対象とする空間、原因と結果のある筋や、全体を規定する構造やテーマなどとともに、「測り」として時間軸を持たざるをえない。この時間軸は、たとえば西暦という特殊な数え方を採用して、300年ごとに区切ってA時代・B時代・C時代……という具合に、何の含意も持たない記号のラベルを貼って構成することもできる。これは「春秋戦国時代」や「ルネサンス期」や「平安時代」のような地域限定の、しかも意味に満ちた時代の名前よりも客観的で普遍的に見えるかもしれない。しかし、どのように時間を区切ってもそれは恣意的であることを免れないし、過去に意味を与えることが歴史の本分である以上、これまでの歴史学が蓄積してきた知見の最大公約数であるところの、上記の5区分を、緩やかな基盤の「測り」として採用することは正当化できるであろう。実際の地域ごとの「測り」からの偏差の存在は、最初から織り込み済みであるし、却って共通の「測り」があることで比較の思考も促されるに違いない。

構成の工夫の話に戻ると、本書はこのように5つの時代区分を置いた上で、それぞれの期間について、その時代を代表する福祉の展開するひとまとまりの時空間——国や地域——を「経糸」として数本並べて時系列的な流れを構成しつつ、ある時期に広く共有された現象——宗教やイデオロギーや政治・経済のトレンドと福祉のかかわり——を「緯糸」としてやはり数本並べて空間横断的な特徴を描くようにしている。さらに、経糸と緯糸のあわいには、随所にスパンコールのような「コラム」が埋め込まれている。執筆の過程では、編者の判断で関連する他稿を読んでも

らうこともした。全編を通じて、互いを意識した色とりどりの経糸と緯糸が複数織り込まれ、ところどころで糸が切れたりつなげられたり、また、色移りしたり、スパンコールがユニークに光る、歴史の織物となった。近づいてどこかの部分を精査しても、遠のいて全体を俯瞰しても、像を結ぶだろう。こうして、福祉にまつわる諸事象の光と影をともに浮かび上がらせ、多重的な因果関係を組み込んだ歴史叙述が実現した。

### 3 福祉の織物を読む

このような構成にすることによって、多様な読みが開かれる。これからの日本の福祉を考えたい読者は、たとえば、意外なことに、国家福祉が制度としても発想としても存在しなかった古代の地中海世界の諸例や、ソ連や現代アフリカの例から考えるヒントを得られるであろうし、自分の生きている世界の独特さに気づかされるであろう。もちろん、日本の過去の福祉に関する諸稿は現在を顧みるための必須の参照点である。あるいは、中世のヨーロッパ社会をよりよく理解したい読者は、他の地域・時代の諸稿を読むことによって、その個性——イスラームでも仏教でもなく、いわんや世俗的人権理念でもなく、キリスト教の世界観が福祉の基盤にあることの独特さ——をはっきりさせることができるだろう。社会科学系の関心があれば、本書は全体として理論彫琢のための貴重な材料を提供するであろうし、本書に出てこない地域・時代を知りたい人もまた得難い視角を獲得できるであろう。いずれにせよ、本書ほど多岐にわたる歴史上の福祉実践を、学問的専門分野の壁を越え、1つの方針で執筆し収録した書物は、類例がないのではないかと思う。索引もできる限り充実させた。地域・時代を越えて共通する用語も拾っているが、意味内容は必ずしも同一ではない。あえてのアナクロニズムから問題発見ができたらいと考えた。ぜひ、意外な出逢いを積極的に求めてほしい。

そして、本書は、よりよい生を望んだ過去の人々の苦難と努力、失意と希望、喜びと悲しみ、安心と不安のモニュメントでもある。さまざまな境遇に置かれた世界中の過去現在の等身大の人間たちの姿を知り己の無知に気づき新たに考えを深めることは、ほんとうにごく狭い経験しかできない私たちが歴史を読む、何よりの意義である。

編 者

## 編者紹介

金澤 周作 (かなざわ・しゅうさく)

京都大学大学院文学研究科教授

京都大学大学院文学研究科博士後期課程研究指導認定退学。2002年、博士(文学, 京都大学)。

川村学園女子大学文学部助手・講師・助教授, 京都大学大学院文学研究科准教授を経て, 2018年より現職。

専門/主な研究テーマ イギリス近現代史/チャリティ, 海事

主要著作 『チャリティとイギリス近代』(京都大学学術出版会, 2008年); 『チャリティの帝国——もうひとつのイギリス近現代史』(岩波新書, 2021年)ほか

帆刈 浩之 (ほかり・ひろゆき)

元・川村学園女子大学文学部教授

東京大学大学院人文科学研究科博士課程単位取得退学。1998年、博士(文学, 東京大学)。

徳島大学総合科学部, 川村学園女子大学文学部講師・助教授を経て, 2007年より同教授(2010年まで)。2024年、逝去。

専門/主な研究テーマ 東アジア社会史/華僑華人研究

主要著作 『越境する身体の世界史——華僑ネットワークにおける慈善と医療』(風響社, 2015年); 『世界史/いま, ここから』(共編, 山川出版社, 2017年)ほか

松沢 裕作 (まつざわ・ゆうさく)

慶應義塾大学経済学部教授

東京大学大学院人文社会系研究科博士課程中途退学。2009年、博士(文学, 東京大学)。東京

大学史料編纂所助手・助教, 専修大学経済学部, 慶應義塾大学経済学部准教授を経て, 2020年より現職。

専門/主な研究テーマ 日本近代史/村落史, ジェンダー史

主要著作 『明治地方自治体制の起源——近世社会の危機と制度変容』(東京大学出版会, 2009年); 『日本近代社会史——社会集団と市場から読み解く 1868-1914』(有斐閣, 2022年)ほか

三浦 徹 (みうら・とおる)

お茶の水女子大学名誉教授, (公財)東洋文庫研究員

東京大学大学院人文科学研究科修士課程修了。東京大学文学部助手, お茶の水女子大学文教育学部助教授・教授, 同大学理事・副学長を経て2021年退職。

専門/主な研究テーマ アラブ・イスラーム史, 中東地域研究/都市, 寄進

主要著作 『イスラームの都市世界』(山川出版社, 1997年); 『イスラーム世界の歴史的展開』(編著, 放送大学教育振興会, 2011年); *Dynamism in the Urban Society of Damascus: The Ṣālihiyya Quarter from the Twelfth to the Twentieth Centuries* (Brill, 2016)ほか

## 執筆者紹介 (五十音順)

種山 新 (あきやま・あらた) 経系 4-5 章  
早稲田大学教育学部非常勤講師  
専門/主な研究テーマ 歴史社会学/福祉国家史

有富 純也 (ありとみ・じゅんや) 経系 4 章  
成蹊大学文学部教授  
専門/主な研究テーマ 日本古代史/宗教史

池田 嘉郎 (いけだ・よしろう) 経系 4 章  
東京大学大学院人文社会系研究科教授  
専門/主な研究テーマ ロシア近現代史/帝国史, 社会主義

石原 俊時 (いしはら・しゅんじ) 経系 2 章  
東京大学大学院経済学研究科教授  
専門/主な研究テーマ 西洋経済史/スウェーデン社会経済史, 福祉国家の生成展開

伊東 剛史 (いとう・たかし) コラム 4-1  
東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授  
専門/主な研究テーマ イギリス近代史/動物と人の関係

岩永 理恵 (いわなが・りえ) 経系 9 章  
日本女子大学人間社会学部教授  
専門/主な研究テーマ 社会福祉学/貧困研究, 社会福祉の歴史

大澤 広晃 (おおさわ・ひろあき) 経系 4-i(1)  
法政大学文学部准教授  
専門/主な研究テーマ イギリス帝国史/南アフリカ

大月 康弘 (おおつき・やすひろ) 経系 2 章  
一橋大学理事・大学院経済学研究科教授  
専門/主な研究テーマ ビザンツ学, 西洋中世史/社会経済史

岡田 友和 (おかだ・ともかず) 経系 4-i(2)  
大阪大学大学院人文学研究科准教授  
専門/主な研究テーマ フランス近現代史/植民地帝国, 仏領インドシナ

掛貝 祐太 (かけがゐ・ゆうた) コラム 5-1  
茨城大学人文社会科学部准教授  
専門/主な研究テーマ 財政学/財政民主主義, スイス, 移民政策

金澤 周作 (かなざわ・しゅうさく) 経系 1 章, 経系 4-ii(3), コラム 4-4, 経系 5-[1]

\* 編者紹介参照。

川瀬 貴也 (かわせ・たかや) コラム 4-2  
京都府立大学文学部教授  
専門/主な研究テーマ 宗教学/日韓近代宗教学史

河原 温 (かわはら・あつし) 経系 1 章  
放送大学教養学部特任教授  
専門/主な研究テーマ ヨーロッパ中世史/都市史, 社会史

北村 陽子 (きたむら・ようこ)

経系<sup>5</sup>-3章, コラム<sup>5</sup>-②

東京大学大学院人文社会系研究科准教授  
 専門/主な研究テーマ ドイツ近現代史/福祉国家史, ジェンダー史

疇谷 憲洋 (くろたに・のりひろ)

経系<sup>5</sup>-①

大分県立芸術文化短期大学国際総合学科教授  
 専門/主な研究テーマ ポルトガル近世史/啓蒙改革, 奴隷制

小堀 慎悟 (こぼり・しんご)

経系<sup>5</sup>-8章 (訳)

名古屋外国語大学外国語学部講師  
 専門/主な研究テーマ 東アジア近現代史/香港研究, 医療・衛生史

小山 哲 (こやま・さとし) 経系<sup>5</sup>-2章

京都大学大学院文学研究科教授  
 専門/主な研究テーマ ポーランド近世史/政治文化史, 宗教社会史

齊藤 紘子 (さいとう・ひろこ)

経系<sup>5</sup>-5章

大阪公立大学大学院文学研究科准教授  
 専門/主な研究テーマ 日本近世史/地域史, 都市社会史

佐々木 博光 (ささき・ひろみつ)

経系<sup>5</sup>-1章

大阪公立大学大学院現代システム科学研究科准教授  
 専門/主な研究テーマ ドイツ中近世史/ユダヤ人史, 医療・救済史

志賀 市子 (しが・いちこ) 経系<sup>5</sup>-ii①

茨城キリスト教大学文学部教授  
 専門/主な研究テーマ 中国宗教研究/道教, 民間信仰

下垣 仁志 (しもがき・ひとし)

コラム<sup>5</sup>-②

京都大学大学院文学研究科教授  
 専門/主な研究テーマ 考古学/国家形成, 偽史と正史の考古学

秦 玲子 (しんの・れいこ) 経系<sup>5</sup>-5章

ウィスコンシン大学オークレア校歴史学部教授  
 専門/主な研究テーマ 中国宋元社会文化史/医療史, ジェンダー史, 日本の中国学史

須江 隆 (すえ・たかし) 経系<sup>5</sup>-4章

日本大学生物資源科学部教授  
 専門/主な研究テーマ 中国近世史/社会史, 地域史料論

高林 陽展 (たかばやし・あきのぶ)

コラム<sup>5</sup>-⑤

立教大学文学部教授  
 専門/主な研究テーマ イギリス近現代史/医学と身体の歴史

館 葉月 (たて・はづき)

経系<sup>5</sup>-②, 経系<sup>5</sup>-③, 経系<sup>5</sup>-④

慶應義塾大学文学部准教授  
 専門/主な研究テーマ 国際関係史, 近現代フランス史/国際人道活動, 第一次世界大戦

田中 利光 (たなか・としみつ) 経系<sup>5</sup>-①

敬和学園大学人文学部教授  
 専門/主な研究テーマ 福祉思想, 社会事業史/ユダヤ教福祉思想・実践史

茶谷 智之 (ちやや・ともゆき)

経系<sup>5</sup>-7章

兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授  
 専門/主な研究テーマ 文化人類学, 南アジア地域研究/現代インド社会論, 若者論

辻田 明子 (つじた・あきこ) コラム **①**  
京都大学大学院文学研究科非常勤研究員  
専門/主な研究テーマ 古代メソポタミア史  
/宗教史, 文化史

土井 健司 (どい・けんじ) 続系 **②**  
関西学院大学神学部教授  
専門/主な研究テーマ 古代キリスト教思想  
史/キリスト教と救貧, 音声としての聖書

中野 耕太郎 (なかの・こうたろう)  
経系 **⑤** 1 章  
東京大学大学院総合文化研究科教授  
専門/主な研究テーマ アメリカ現代史/移  
民史, ナショナリズム, 歴史叙述

中野 智世 (なかの・ともよ) 経系 **④** 4 章  
成城大学文芸学部教授  
専門/主な研究テーマ ドイツ近現代史/慈  
善・福祉史, 宗教社会史, 障害史

中村 沙絵 (なかむら・さえ) 続系 **①**  
東京大学大学院総合文化研究科准教授  
専門/主な研究テーマ 文化人類学, 南アジ  
ア研究/ケア論, 医療・保健

長森 美信 (ながもり・みつのぶ)  
経系 **③** 4 章  
天理大学国際学部教授  
専門/主な研究テーマ 朝鮮中近世史/人と  
物の移動史, 朝鮮王朝史

西川 杉子 (にしかわ・すぎこ)  
コラム **①**  
東京大学大学院総合文化研究科教授  
専門/主な研究テーマ ヨーロッパ近世史,  
イングランド近世史/宗教的ネットワーク

西田 友広 (にした・ともひろ)  
経系 **②** 6 章  
東京大学史料編纂所准教授  
専門/主な研究テーマ 日本中世史/鎌倉時  
代, 検断

子島 進 (ねじま・すすむ) 経系 **⑥** 6 章  
東洋大学国際学部教授  
専門/主な研究テーマ 文化人類学, 南アジ  
ア地域研究/ムスリムの NGO・ボランテ  
ィア, 在日ムスリム・コミュニティ

林 佳世子 (はやし・かよこ) 経系 **③** 3 章  
東京外国語大学名誉教授  
専門/主な研究テーマ オスマン帝国史/都  
市研究

浮網 佳苗 (ふあみ・かなえ) コラム **⑤** ③  
同志社女子大学表象文化学部助教  
専門/主な研究テーマ イギリス近現代史/  
消費文化, 生活協同組合

福元 健之 (ふくもと・けんし)  
経系 **④** ii ②  
京都大学大学院人間・環境学研究所准教授  
専門/主な研究テーマ ポーランド近現代史  
/医療史, 都市史

船山 徹 (ふなやま・とおる) 続系 **②** ⑤  
京都大学人文科学研究所教授  
専門/主な研究テーマ 前近代インド・中国  
の仏教学/仏教中国化の諸相

夫馬 進 (ふま・すすむ) 経系 **⑥** 6 章  
京都大学名誉教授  
専門/主な研究テーマ 中国近世史/明清社  
会史, 東アジア国際関係史

麓 慎一 (ふもと・しんいち) コラム **④** ③  
佛教大学歴史学部教授  
専門/主な研究テーマ 日本近代史/アイヌ  
史, 国際関係史

前田 更子 (まえだ・のぶこ) 経系 **④** ③ 章  
明治大学政治経済学部教授  
専門/主な研究テーマ フランス近代史/教  
育史, 政教関係史

真下 裕之（ました・ひろゆき） 経系 2-[4]  
 神戸大学大学院人文学研究科教授  
 専門／主な研究テーマ 南アジア史／ムガル  
 帝国，インド・イスラーム，インド洋海域

増永 理考（ますなが・まさたか） 経系 2 章  
 東京都市大学共通教育部准教授  
 専門／主な研究テーマ 古代ギリシア・ロー  
 マ史／都市，（解放）奴隷

松沢 裕作（まつざわ・ゆうさく） 経系 6 章  
 \* 編者紹介参照。

松田 素二（まつだ・もとじ） 経系 5 章  
 総合地球環境学研究所特任教授  
 専門／主な研究テーマ 社会人間学，アフリ  
 カ地域研究／都市研究，文化研究

三浦 徹（みうら・とおる） 経系 3 章  
 \* 編者紹介参照。

水野 祥子（みずの・しょうこ） コラム 1  
 駒澤大学経済学部教授  
 専門／主な研究テーマ イギリス近現代史／  
 環境史，帝国史

水口 拓寿（みなくち・たくじゅ） 経系 4  
 武蔵大学人文学部教授  
 専門／主な研究テーマ 東アジア思想史／儒  
 教史，倫理思想史，術数思想史

村上 正和（むらかみ・まさかず） 経系 5  
 新潟大学人文学部准教授  
 専門／主な研究テーマ 中国近世史／社会史，  
 政治史

八木 久美子（やぎ・くみこ） 経系 3  
 名古屋外国語大学世界教養学部教授  
 専門／主な研究テーマ 宗教学／近代イスラ  
 ム

安平 弦司（やすひら・げんじ） 経系 3  
 京都大学大学院文学研究科准教授  
 専門／主な研究テーマ オランダ近世史／宗  
 教社会史，宗派共存

山田 康弘（やまだ・やすひろ） 経系 1 章  
 東京都立大学大学院人文科学研究科教授  
 専門／主な研究テーマ 先史学／先史時代の  
 社会・墓制・精神文化

横山 裕（よこやま・ゆたか） 経系 3 章  
 九州医療科学大学臨床心理学部教授  
 専門／主な研究テーマ 中国哲学史／秦漢思  
 想研究

横山 和加子（よこやま・わかこ） 経系 2  
 慶應義塾大学名誉教授  
 専門／主な研究テーマ ラテンアメリカ史／  
 ラテンアメリカ植民地期の社会文化史

ラリベルテ，アンドレ（Laliberté, André） 経系 8 章  
 オタワ大学社会科学部教授  
 専門／主な研究テーマ 比較政治学，アジア  
 政治／法多元主義，人権，外国人・家事労  
 働者の権利

鰐淵 秀一（わにぶち・しゅういち） 経系 2 章  
 明治大学文学部准教授  
 専門／主な研究テーマ アメリカ近代史／環  
 境史，アメリカ革命史

# 目 次

序 福祉を通じて人間社会を描く i

編者紹介 v 執筆者紹介 vi

## 第 1 部 先史～古代——共同体の存続模索



1章 先史時代 ..... 2  
古人骨に見る介護ケア（助け合い）の痕跡



人類学の成果

〔1〕贈与論，その先へ ..... 11

コラム ① シュメール社会と福祉 ..... 18

2章 ギリシア・ローマ ..... 24  
不完全な「福祉」

3章 中国 ..... 38  
福祉を支える「天」と「礼」と「孝」


4章 日本 ..... 53  
古代社会と〈福祉〉

コラム ② 古墳と福祉 ..... 66

## 第 2 部 古代末期～中世——宗教を通じた生活・生存再編




1章 西ヨーロッパ ..... 72  
〈魂〉と〈身体〉の救済に向けて

2.2章	ビザンツ帝国	87
	ヨーロッパ世界における「福祉」活動基盤の形成	
2.3章	中東（イスラーム世界）	99
	7～16世紀における福祉の理念・制度・実態	
	緯糸	
	 世界宗教	
	〔1〕ユダヤ教	111
	〔2〕キリスト教	119
	〔3〕イスラーム	127
2.4章	中国①（宋代）	134
	「共助」の形と「幸福」観	
2.5章	中国②（元代／モンゴル帝国）	145
	医療から見た福祉	
2.6章	日本	157
	作善としての福祉：12世紀後半から14世紀前半	
	〔4〕儒教	172
	〔5〕仏教	179


### 第3部 中世末～近世——公的施策の萌芽





3.1章	西ヨーロッパ	188
	福祉と自立	
	コラム 3.1 迫害被害者支援	203
3.2章	ポーランド・リトアニア共和国	208
	近世ヨーロッパ東部境界地域における福祉	

		近世帝国	
		[1] ポルトガル	220
		[2] スペイン	228
		[3] オランダ	236
3		オスマン帝国	244
		ワクフ制度により実現される福祉	
		[4] ムガル帝国	252
		[5] 清朝	262
4		朝鮮王朝	270
		儒教的王道政治の中の「福祉」	
5		日本	279
		身分社会における〈救済〉の構造と展開	
6		中国	294
		善挙のはじまりと北京育嬰堂の官営化：日本明治の楽善会と比較して	


第 4 部 近代——「西洋近代」的規範の影響

	1	イギリス	330
		西洋的近代の代表	
		コラム 1 都市と自然	344

		帝国主義・植民地主義	
		[1] イギリス	348
2		アメリカ合衆国	356
		多元的社会における福祉の複合体の形成	
3		フランス	370
		近代を支えた「伝統」の力	

	[2] フランス .....	385
44章	ドイツ .....	392
	「官」と「民」の織りなす福祉の複合体	
45章	中国 .....	407
	中華民国期における慈善事業の再編	
	 緯糸	
	ii トランスナショナル・ネットワーク	
	[1] 移民（華僑） .....	419
	[2] 労働者インターナショナル .....	426
	[3] 宗教の「インターナショナル」 .....	433
46章	日本 .....	441
	制限的「救貧」と散発的「慈善」	
	コラム 4-2 植民地朝鮮の仏教と社会事業 .....	455
	コラム 4-3 アイヌへの救済や「福祉」 .....	460
	コラム 4-4 大災害・大飢饉への支援 .....	464

## 第5部 現代——イデオロギーとグローバリゼーション

 経糸	5-1章	アメリカ合衆国 .....	470
		福祉の歴史と差異のイデオロギー	
	5-2章	スウェーデン .....	484
		福祉供給主体の組織化の2つの波	
	5-3章	ドイツ .....	497
		社会的連邦国家と後見社会国家	
		コラム 5-1 福祉レジーム .....	512
		コラム 5-2 障害者福祉 .....	517



	国際 NGO と国際機関	
	〔1〕 セーブ・ザ・チルドレン	522
5-4 章	ソヴィエト連邦 社会主義国家の福祉	530
5-5 章	アフリカ 新しい「セルフヘルプ」から見えてくるもの	544
	コラム 5-3 生活協同組合とフェアトレード ——消費者がつくる福祉のかたち	558
5-6 章	イスラーム世界 慈善の伝統と近代的福祉の現在地	562
5-7 章	インド 異種混交がもたらす不公平さと可能性	581
	〔2〕 国際機構	596
	〔3〕 国際赤十字・赤新月運動	604
	〔4〕 国境なき医師団	612
5-8 章	中国 政府への期待・不安・シニシズム	620
5-9 章	日本 社会福祉の歴史	632
	コラム 5-4 動物福祉	647
	コラム 5-5 福祉と医療 ——近現代イギリスの医療のエトス	651

あとがき 657

索引（事項索引，地名索引，人名索引） 659

# 先史～古代

## 共同体の存続模索



- ／-1章 先史時代 ▶ 2
- ／-2章 ギリシア・ローマ ▶ 24
- ／-3章 中国 ▶ 38
- ／-4章 日本 ▶ 53

／ 人類学の成果

- [1] 贈与論, その先へ ▶ 11



- ／-① シュメール社会と福祉 ▶ 18
- ／-② 古墳と福祉 ▶ 66



## 1-2 章 ギリシア・ローマ

### 不完全な「福祉」

増永 理考 ■

#### はじめに

今から 2000 年以上前、エーゲ海を中心にポリス（都市国家）を拡大させ、アテナイなどを中心に、哲学や文学が花開いた古代ギリシア人の世界、そして 1 つの都市国家として発生しながらも、イタリア半島、ひいては東地中海に拡大していたギリシア人社会をも飲み込む形で、地中海一円に広がる大帝國を築き上げた古代ローマ人の世界、以上のような時間的にも空間的にも世界史における重要な部分を占める西洋古代社会には、じつに多種多様な人々が生きていた。ローマ帝國の拡大により、西は現在のイギリスがあるブリテン島、東は中東、そして北は中央ヨーロッパから南の北アフリカに至るまで、元来そこに住まう多彩な人々が帝國に包摂されたほか、ギリシア人やローマ人の世界における基本的な社会基盤であった都市 1 つをとってみても、有力市民から奴隷まで、その社会は暮らし向きの差が著しい階層的構造をなしていた。

では、このように歴史的にも多様性に富む人々を抱えるギリシア・ローマの世界では、人間集団の生存の質、つまり「福祉」なるものはいかにして担保されていたのであろうか。そもそも、現代の私たちが理解するところの「福祉」をめぐる認識は、当時の人々に共有されていたのであろうか。ローマ帝國は水道などの建築物をはじめ、高度なインフラを備えていたといわれる一方、時代や地域による差こそあれ、社会における格差も相当に大きかったことが知られている。見方によって異なる様相を呈しがちなギリシア・ローマ世界だが、本稿では、「福祉」の観点を切り口に、可能な限り、この広範な社会に通底する生存のあり方を読み解いていきたい。

#### 1 貧民として生きる

ギリシア・ローマ世界全体を見渡すと、多くの場面で自助的な社会のありようが窺える。当時は、公的な教育、医療の制度も未発達で、現代の生活保護や介護保険のような社会保障の体系的システムも存在しなかった（樋脇, 2022）。また、とくにローマ人は法体系を整えていったが、その中には雇用労働に関する規定などは欠け

ていたという（クナップ, 2015, 174 頁）。基本的に人々は、公的な制度に依拠することなく、いやむしろそうした制度が欠落していたがゆえに、自らでもって、あるいは身近な人々とともに、生の質を担保せざるをえなかったのである。本節ではまず、自助の観点を糸口として議論を進めていこう。

さて、ギリシア・ローマ世界にあっては、少数のエリートを除き、多くの市民たちは所有する土地を自ら耕作し、その土地に基づき生計を立てる自給自足的な生活を送っていた。自らの土地で労働に従事し、その土地の生産物で生きていく、まさに自助の世界こそ多くの人々が属するところであった。古典期のギリシア世界や共和政期のローマでは、こうした中小の農民にあたる人々、とくにそのうちの男性市民たちは、共同体の存亡にかかわる有事の際、重装歩兵として戦闘への参画が不可欠であった。ところが、戦争という人々の生そのものを左右しうる出来事であるにもかかわらず、少なくとも武装に関しては国家による支給はなく、兵として参与する人々それぞれが自ら調達する必要があったのである。こうした武装自弁もまた、自助的な側面として位置づけられよう。

他方、武装を自ら賄えるほどの財産を持たぬ者たち、すなわち無産市民は、アテナイのように三段櫂船の漕手として従事することはあっても、国防の主力である重装歩兵として軍事に携わることができなかった。このような無産市民は、時に都市において重大な社会問題となることもあった。前3～前2世紀にかけてローマとカルタゴの間で戦われたポエニ戦争後、荒廃したイタリア半島の中小農民が多数没落し、彼らが無産市民として都市ローマに流れ込んだ事態は、貴族が過剰に保有する土地を彼らに分配することを目指すグラックス兄弟の改革——改革自体は後に失敗——へと帰結したことはよく知られている。

彼ら無産市民たちは、いわば「貧民」である。じつは古代社会では、貧民に相当する人々は社会において、じつに多数を占めていた。たとえば、ローマ帝国社会では、奴隷も含めると全体のうちおよそ65%が貧民であったと推定されている（クナップ, 2015, 149 頁）。彼らが残す史料は少ないものの、貧民はそうでない人々以上に自助を要請されたはずである。以下では、社会の大部分を占めるこの貧民——史料の関係上、とくにローマ社会——に焦点を当て、自助の問題を掘り下げよう。古代社会において貧民になるとどうなるか。現代のような生活保護に頼ることができない以上、どのように生きていかなければならなかったのだろうか。

貧民となった者は、小作農として地主のために労働することもあれば、都市部では建築労働や商売などの仕事に従事した（クナップ, 2015, 143-146 頁）。うまく仕事にありつけたとしても、十分な賃金を得ることはできず、その日暮らしに甘んじなければならなかった。こうした仕事にあぶれた者が行き着く先は物乞いであった。紀元1世紀にローマで生きた風刺詩人マルティアリスが著した『エピグラマタ』では、街の景観の一部となっている物乞いたちの姿が描かれている（10.5.5;

12.32.25)。金品などを恵んでくれる人がいる場合には、それは共助として彼ら貧民たちの生を支えたであろうが、貧民の数が多いとあれば、常にそうした恵みに与ることはできなかったはずである。

仕事も施しも得られないとなれば、貧民たちはどうしたか。にっちもさっちもいなくなつた彼らがとつた手段は暴力である。ある意味自助的な手段として、他人を害することで自らの生を担保する究極の状況を、2～3世紀、ギリシア語でものを書いたアイリアノスが鮮明に伝えてくれる。

自らは富裕の身でありながら、貧窮に苦しむ同胞の姿を見て、金銭を顧みることなく寛仁な心情を示したのは、コリントスではテオクレスとトラソニデスの二人、ミュティレネではプラクシスであった。彼らは他の者たちにも、貧困に悩む人々の苦しみを軽減してやるようにすすめたが、相手が言うことをきかぬと見ると、自分たちのもっていた債権を棄てて、借金を棒引きにしてやった。こうしてこの者たちは金では損したが自分の命を儲けたのであった。それというもの、借金を棒引きにしてもらえなかった連中が債権者たちを襲い、憤怒の情と、彼らにすればまことに正当な言い分、さらには背に腹はかえられぬ窮状を武器代わりにして、金貸したちを殺してしまったからである（アイリアノス『ギリシア奇談集』14.24、松平・中務訳を一部改変）

他者を犠牲に不遇な運命に抗うことは、貧者にとっては自力救済の一手段だったのである。

制度的援助を欠いた古代社会の貧民たちにとって、とにかく生存が唯一の目的であった。パプリオスの寓話が示唆するように（『イソップ風寓話集』6）、持たざる者は立身出世や社会変革を当てにできなかったがゆえに、日々の生き残り以上の自助に対しては諦観の念を抱いていた。余剰となる金銭を得たところで、雇い主や債権者に搾取されるだけであり、そうした状況は、彼らの労働意欲を大きく削いだ。必要以上に労働せず、他者に従属することを受け入れ、不要な摩擦を回避する（パプリオス『イソップ風寓話集』36）、まさにこのような考えが貧者たちを支配していた。財を持たぬ者たちのためのライフラインが欠落し、彼らが自立する道が閉ざされていた社会であるがゆえのメンタリティである。

## 2 奴隷たちの生、その慰めと儚さ

ギリシア・ローマ社会において、貧民と並んで過酷な生活を強いられていたのが奴隷たちである。この社会は、世界史的に見ても、長期かつ広範にわたり奴隷制に立脚するものであった。当時の奴隷の割合について、正確な数字を算出することは

難しいけれども、少なくともローマ帝国社会に関しては、ローマ市やイタリアなどで全人口のおよそ20%程度、帝国全体では約10%と見積もられている（Hunt, 2018, p. 43）。大方が富裕なエリート層の家内奴隷であり、エリート層の次にくる階層となると奴隷を所有できたかどうかは怪しく、奴隷を所有する人々の層は社会全体の中で偏っていたと考えられる。奴隷所有者の立場からすれば、法的に自由人とは明確に区別され、モノとしての動産であった彼ら奴隷を保有することは、本来は自ら行うべき労働の「アシストツール」を確保する、という点で古代における自助の一環をなしたと考えることもできるのではないだろうか。

奴隷たちは、例外的な場合を除いて、衣服や身体的特徴など、一目でそれとわかる指標を有しておらず、実態として彼らは自由人たちの間に溶け込んで暮らしていた。曖昧な外観上の区分に加えて、自由人と奴隷を隔てる壁も比較的容易に突破された。自由人に生まれても、戦争捕虜や誘拐、あるいは捨て子などを通じて、突如として自由人が奴隷に転換することがしばしばあった（たとえば、Saint Augustine, *Letters*, 10\*；本村, 1993）。その一方、奴隷のほうでも自助としての蓄財により、自らの自由を買い取り、被解放自由人となることができた。この解放奴隷のあり方はギリシアとローマで若干の差があり、とくに後者では、解放とともに市民権も付与された。

奴隷たちに解放の道が開かれていたとはいえ、大半の奴隷は、自助・自立を到底見込めないほどに諸々の自由を制限され、主人に服属するほかなかっただろう。自由人の貧者とはまた違う形で、奴隷たちはその生の質を担保しなければならなかった。自助の方途を相当に限られた彼らにとって、自由人以上に「共助」がきわめて重要な役割を果たしたのである。以下では、この奴隷たちに焦点を絞り、ギリシア・ローマ世界における共助（あるいは互助）のあり方を垣間見たい。

奴隷同士が婚姻し、彼らが家族を形成していたことはよく知られている。この関係自体は、奴隷にとって身体的、精神的救いとなっていたことはいまでもないが、時に奴隷は家族を超えて、他の奴隷仲間とともに、ある種のコミュニティを形成することもあった。ローマで出土した紀元前後のラテン語碑文には次のように記されている。

第2ルストゥルムの参加者たち：

[……], ガイウス・ユリウス・ミロの奴隷

[……], マルクス・ユリウス・アンピオの奴隷

エリリス, マルクス・アントニウス・アンドロ (or アンドロニクス) の奴隷

ウティリス, ガイウス・フィクトリウス・フラックスの奴隷

メノピルス, ガイウス・タクティクス・ルフスの奴隷

マルキルス, ヌメリウス [……] スタビリオの奴隷

長老会と民会が、あらゆる神々の祭司、終身祭司、十人委員であるメガクレスの娘メノドラを称えた。彼女は（略）各評議員に 85 デナリウス、長老会の各メンバーに 80 デナリウス、集会の各メンバーに 77 デナリウス、彼らの妻にそれぞれに 3 デナリウス、各市民に 9 デナリウス、杖による解放奴隷、他の解放奴隷、そして非市民それぞれに 3 デナリウスを提供した (*Inscriptiones Graecae ad Res Romanes Pertinentes*, III. 801)

金銭を分配したメノドラなる女性は有力者の 1 人であるが、その分配金の比率は、有力者で構成される評議員たちと一般の市民や解放奴隷、あるいは非市民とは大きな差が設けられている。真に金銭を必要としているのは一般の市民以下の人々であるはずなのだが、彼らに渡る金銭は少額であり、ここでは明らかに「富の再分配」が意識されていない。メノドラのケースは決して特殊ではなく、しばしば同様の配分がなされていることが史料的に確認される。すなわち、ギリシア・ローマ社会の恩恵施与において、持たざる者に必要なものが行き渡ることを意図した、現代の私たちが想起する福祉の観念はおよそ働いておらず、あくまで、気前のよい施しを通じて同胞市民たちから得られる名誉が善行者の根底にあったのである。

「慈善」を意味する英語「フィランソロピー」の語源は、古代ギリシア語の「フィラントロピア」であり、古代でも施しの文脈でこの語が使用されるが、当時はむしろ「気前のよさ」を意味した。ギリシア・ローマ世界でも福祉の効果を一部もたらす慈善行為が確認されるとはいえ、それはあくまでも福祉の見かけをした名誉追求の枠組みに規定される特殊古代的行為なのである。

#### 4 例外的な公助救済システム

ギリシア・ローマ世界の慈善的行為が、「エヴェルジェティズム」、すなわち恵与志向のパラダイムに基づいていたとはいえ、例外的に、弱者救済を意図した「福祉」と呼びうるシステムも確認される。最後にこのような事例を確認しておこう。

アリストテレスの手になると伝えられる『アテナイ人の国制』では、古典期のアテナイにて貧者や負傷者に対する救済措置が存在したことが伝えられる。

評議会は身体障害者の資格審査も行う。なぜなら法の定めにより、所有財産が 3 ムナに満たず、かつ身体に障害を負ったため一切仕事ができない者を評議会が審査し、一人につき日に 2 オボロスを生費として国庫から支給することになっているから（伝アリストテレス『アテナイ人の国制』49.4、橋場訳。リュシアス『身体障害者給付金差止め提訴に答えて』も参照のこと）

アテナイでは、これ以外にも、孤児や寡婦を保護するための法も存在していたようである（伝アリストテレス『アテナイ人の国制』56.7）。

前1世紀末頃、『地理誌』を著したストラボンは、明らかに貧者救済を意図したロドス（小アジア南西沖）の社会状況について、次のように述べている。

ロドス人は民衆の面倒を見、それによって、民主政を採用していないながらも多数の貧困者たちと連帯しようとしていた。

父祖以来のある種の習慣によって、民衆は食糧の給付を受け富裕者は貧困者を支えている。この給付はある種の公共奉仕に基づく。この結果、貧困者が扶養を受けると同時に市は必要なだけの人員に不足をきたすことがない（ストラボン『地理誌』14.2、飯尾訳を一部改変）

貧者への配慮という点では、ローマ帝国下でも類似する施策が見られる。紀元1世紀前後、五賢帝のネルウァ帝からトラヤヌス帝の時代に確立したアリメンタという制度があり、これは、貧しい少年少女らの養育費を、国家ないしは諸都市の富裕者が賄うというものであった。主にイタリアで展開されたものであり、なおかつ出資者の名誉を高める点で「エヴェルジェティズム」の一環であったが、給付のターゲットが明確に弱者である点は、上に述べた金銭分配以上に福祉的と見なすことができよう（坂口, 1979; 1984）。その他、ポンペイを襲ったウェスウィウス山の噴火、あるいは各地で発生した地震などの災害に対して、ローマ帝国政府が援助を行った事例もある（スエトニウス『ローマ皇帝伝』『ティトゥス伝』8）。

## おわりに

以上は、ギリシア・ローマ世界にも弱者救済意識に由来する福祉的な考えが皆無ではなかったことを例証するが（Hands, 1968）、アテナイやロドスの事例は時期的な持続性が不明瞭であるし、ローマ帝国におけるアリメンタ制度もイタリアという地域に限定的であった。第3節で論じた「エヴェルジェティズム」の規範も考慮すると、やはりこれらは例外的と見なすべきであろう。このように、現代と同等の福祉意識をギリシア・ローマ世界に見出すことは困難であるとはいえ、名誉を求める公的な恵みによって人々の生活の質が結果的に保証されていたのもまた事実である。総じて、以上のような不完全で未熟、そしてなおかつどこかいびつな状態にこそ、古代的な福祉のあり方の本質を見ることができよう。

こうした状況が変化するにはキリスト教の登場を待たねばならなかった。「エヴェルジェティズム」の伝統を引き継ぎつつ、そこに、弱き者にも愛を示すキリスト教的な倫理観が加わってはじめて、社会の隅々にわたり生存の質を高めようとする

「福祉」としての慈善が普及する素地が形成された（ブラウン，2012）。「福祉」という観点で眺めた場合，ギリシア・ローマ世界とその後の社会は，一見連続するようで本質的には異質なのである。

## 参考文献

### 研究文献

- ガンジィ，ピーター／松本宣郎・阪本浩訳（1998）『古代ギリシア・ローマの飢饉と食糧供給』白水社。
- クナップ，ロバート／西村昌洋監訳／増永理考・山下孝輔訳（2015）『古代ローマの庶民たち——歴史からこぼれ落ちた人々の生活』白水社。
- 小林雅夫（2003）「ローマ世界のねじれ現象——教師と医師の実態をめぐって」『地中海研究所紀要』第1号，33-52頁。
- 小林雅夫（2005）『古代ローマの人々——家族・教師・医師』早稲田大学文学部。
- 坂口明（1979）「ローマのアリメンタ制度に関する諸問題」『西洋史研究』第8号，32-56頁。
- 坂口明（1984）「ローマ帝政前半期における富裕者の munificentia——私的アリメンタ基金を中心に」『史叢』第33号，1-21頁。
- 坂口明（1998）「支配の果実と代償——ローマ奴隸制社会論」『地中海世界と古典文明——前1500年-後4世紀』（岩波講座世界歴史4）岩波書店，295-319頁。
- 島田誠（1999）『コロッセウムからよむローマ帝国』（講談社選書メチエ）講談社。
- 樋脇博敏（2022）「ローマの社会——語学のテキストで悪口と借金を学ぶ社会」長谷川岳男編著『はじめて学ぶ西洋古代史』ミネルヴァ書房，229-249頁。
- フィンレイ，M. I. 編／古代奴隸制研究会訳（1974）『西洋古代の奴隸制——学説と論争（第2版）』東京大学出版会。
- ブラウン，ピーター／戸田聡訳（2012）『貧者を愛する者——古代末期におけるキリスト教的慈善の誕生』慶應義塾大学出版会。
- ホプキンス，K.／高木正朗・永都軍三訳（1996）『古代ローマ人と死』見洋書房。
- マターン，スーザン・P.／澤井直訳（2017）『ガレノス——西洋医学を支配したローマ帝国の医師』白水社。
- マラー，H. I.／横尾壮英・飯尾都人・岩村清太訳（1985）『古代教育文化史』岩波書店。
- 本村凌二（1993）『薄闇のローマ世界——嬰兒遺棄と奴隸制』東京大学出版会。
- Atkins, E. Margaret, & Osborne, Robin, eds. (2006) *Poverty in the Roman World*, Cambridge University Press.
- Bathrellou, Eftychia, & Vlassopoulos, Kostas (2022) *Greek and Roman Slaveries*, (Blackwell Sourcebooks in Ancient History) John Wiley & Sons.
- Domingo Gygas, Marc, & Zuiderhoek, Arjan, eds. (2021) *Benefactors and the Polis: The Public Gift in the Greek Cities from the Homeric World to Late Antiquity*, Cambridge University Press.
- Erdkamp, Paul (2008) "Grain funds and market intervention in the Roman world," in Richard Alston and Onno M. van Nijf eds., *Feeding the Ancient Greek City*, (Groningen-Royal Holloway Studies on the Greek City after the Classical Age) Peeters, pp. 109-125.
- Hands, A. R. (1968) *Charities and Social aid in Greece and Rome*, (Aspects of Greek and Roman Life) Cornell University Press.
- Hunt, Peter (2018) *Ancient Greek and Roman Slavery*, Wiley Blackwell.

Lewis, David (2015) "Slavery and manumission," in Edward M. Harris and Mirko Canevaro eds., *The Oxford Handbook of Ancient Greek Law*, online publication.

Lomas, Kathryn, & Cornell, Tim, eds. (2003) *"Bread and Circuses": Euergetism and Municipal Patronage in Roman Italy*, Routledge.

Ma, John (2000) *Antiochos III and the Cities of Western Asia Minor*, Oxford University Press.

Mouritsen, Henrik (2011) *The Freedman in the Roman World*, Cambridge University Press.

Veyne, Paul (1976) *Le pain et le cirque: Sociologie historique d'un pluralisme politique*, (L'univers historique) Seuil. (鎌田博夫訳『パンと競技場——ギリシア・ローマ時代の政治と都市の社会学的歴史』叢書・ウニベルシタス, 法政大学出版局, 1998年)

Vlassopoulos, Kostas (2021) *Historicising Ancient Slavery*, Edinburgh University Press.

#### 文学的史料

アイリアノス／松平千秋・中務哲郎訳 (1989) 『ギリシア奇談集』(岩波文庫) 岩波書店。

アリストテレス／橋場弦・國方栄二訳 (2014) 『アテナイ人の国制／著作断片集 1』(アリストテレス全集 19) 岩波書店。

イソップ／中務哲郎訳 (1999) 『イソップ寓話集』(岩波文庫) 岩波書店。

スエトニウス／国原吉之助訳 (1986) 『ローマ皇帝伝』上下 (岩波文庫) 岩波書店。

ストラボン／飯尾都人訳 (1994) 『ギリシア・ローマ世界地誌』 龍溪書舎。

バエドルス & バプリオス／岩谷智・西村賀子訳 (1998) 『イソップ風寓話集』(叢書アレクサンドリア図書館) 国文社。

プリニウス／国原吉之助訳 (1999) 『プリニウス書簡集——ローマ帝国一貴紳の生活と信条』(講談社学術文庫) 講談社。

マルティアアリス／藤井昇訳 (1973-78) 『マルティアアリスのエピグラマタ』上下, 慶應義塾大学言語文化研究所。

リュシアス／細井敦子・桜井万里子・安倍素子訳 (2001) 『リュシアス弁論集』 京都大学学術出版会。

Saint Augustine/Robert B. Eno trans. (1989) *Letters, vol. 6* (1\*-29\*), (The Fathers of the Church, vol. 81) Catholic University of America Press.

#### 碑文史料

『神君アウグストゥスの業績録』(スエトニウス／国原吉之助訳『ローマ皇帝伝 上』岩波文庫, 岩波書店, 1986年, 附録)

*Corpus Inscriptionum Latinarum*, 1863-. (『ラテン碑文集成』)

*Die Inschriften von Ephesos*, 1976-84. (『エフェソス碑文集成』)

*Inscriptiones Graecae*, 1877-. (『ギリシア碑文集成』)

*Inscriptiones Graecae ad Res Romanas Pertinentes*, 1906-27. (『ローマ時代に関するギリシア語碑文集』)

*Inscriptiones Latinae Selectae*, 1974. (『ラテン碑文選集』)

*Sylloge Inscriptionum Graecarum* (3rd ed.), 1915-24. (『ギリシア碑文集成 (ディッテンベルガー編, 第3版)』)

# 古代末期～中世

## 宗教を通じた生活・生存再編



- 2-1 章 西ヨーロッパ ▶ 72
- 2-2 章 ビザンツ帝国 ▶ 87
- 2-3 章 中 東 ▶ 99
- 2-4 章 中国 ① ▶ 134
- 2-5 章 中国 ② ▶ 145
- 2-6 章 日 本 ▶ 157



### 2 世界宗教

- [1] ユダヤ教 ▶ 111
- [2] キリスト教 ▶ 119
- [3] イスラーム ▶ 127
- [4] 儒 教 ▶ 172
- [5] 仏 教 ▶ 179



## はじめに——イスラームという宗教

### 世界の中のイスラーム

イスラームの歴史は、西暦7世紀初頭、アラビア半島のメッカというオアシスの町で始まる。隊商貿易に携わっていたムハンマドという男が預言者として神に選ばれ、託された神の言葉を人々に述べ伝えたことによって広まった、とされる。さらに622年、メッカからメディナに拠点を移すことによって、最初のイスラーム共同体が成立し、今日のイスラームの原型といえるものができ上がる。ムハンマド存命中に、アラビア半島全体がイスラーム教徒の支配下に入る。さらにイスラーム教徒の勢力がアラビア半島を出て、西はイベリア半島、東はインダス川の西岸にまで達したのは、イスラーム誕生後たった100年のことである。これらの地域では、地元住民のイスラームへの改宗が、ゆっくりとではあるが着実に進んでいった。

そうした動きはその後にも止まることはなく、現在では、世界の人口の4人あるいは5人に1人がイスラーム教徒であるといわれている。世界最大のイスラーム教徒人口を抱える国は、中東ではなく、東南アジアのインドネシアである。サハラ以南のアフリカでもイスラームはかなりの存在感を示している。また、欧米諸国、さらには日本でも、イスラーム教徒人口の拡大は顕著である。イスラームはまさに世界宗教なのである。

### 実践の重要性

イスラームは、ユダヤ教そしてキリスト教と系譜を同じくする一神教であるが、違いもある。ユダヤ教が特定の民族のためのものであるのに対して、イスラームはキリスト教と同じく、全人類にメッセージを向けている。また、キリスト教はどちらかという正しい教義を信じることに重きを置くが、イスラームはユダヤ教と同じく、正しい行いを重要視する。礼拝や巡礼といった儀礼あるいは狭い意味での宗教的实践だけでなく、人と人との関係の結び方など社会的な実践においても、すべて正しさが求められるのである。善行が重視されるのはいうまでもない。

では、イスラーム教徒はどのようにして行いの正しさを見極めるのだろうか。一番重んじられるのはイスラームの聖典であるクルアーン（コーラン）である。イス

ラーム教徒にとって、それは神が語った言葉そのものである。クルアーンの内容には、聖書とも重なるような物語もあれば、イスラームの教義を凝縮したような部分もあるが、人々の行いについて具体的に命じた部分も少なくない。とはいえ、クルアーンは新約聖書とあまり変わらない長さであり、人々の多種多様な実践のすべてに言及しているわけではない。そこでクルアーンの次に頼りにされるのがハディース、つまり預言者ムハンマドの言行録である。神に選ばれ、その言葉を託されたムハンマドは、イスラーム教徒にとって手本である。彼がしたこと、とりわけ習慣的にしたことは、正しい行いとして重んじられている。

## 1 孤児への配慮

### 1.1 孤児であったムハンマド

イスラーム教徒にとって、ムハンマドは限りない敬愛の的であり——イエスとは異なり神格化はされていないものの——人として生きる上で完璧なモデルである。彼の生涯について知らない者はいないといってよいだろう。

ムハンマドは父親の顔を知らない。父親は彼が生まれる半年前に亡くなっている。当時のアラビア半島の社会は典型的な父系制であり、1人の人間のアイデンティティは基本的に父親が誰であるかに基づいて成立していた。子どもにとって、父親こそが庇護者であり、後ろ盾であったが、ムハンマドにはそうした存在がいなかったのである。イスラームではしばしば「ムハンマドは孤児として生まれた」といわれるが、このときの「孤児」を表すアラビア語「ヤティーム」は、父親のない子のことを指している。

さらに彼が6歳のとき、母親も他界する。父親に代わって最初は父方の祖父が、祖父が亡くなった後は父方のおじが彼の庇護者となるが、やはり実の親がいない寂しさは、ほかの誰にも埋めようのないものであったに違いない。

### 1.2 クルアーンの記述

クルアーンには、孤児という語が繰り返し登場する。例を見てみよう。

正しく仕えるということは、あなたがたの顔を東または西に向けることではない。つまり正しく仕えるとは、アッラーと最後の（審判の）日、天使たち、諸啓典と預言者たちを信じ、かれを愛するためにその財産を、近親、孤児、貧者、旅路にある者や物乞いや奴隷の解放のために費やし、礼拝の務めを守り、定め  
の喜捨を行い、約束した時はその約束を果たし、また困苦と逆境と非常時に際しては、よく耐え忍ぶ者。これらこそ真実な者であり、またこれらこそ主を畏れる者である (2: 177<sup>1)</sup>)

現世に就いてもまた来世に就いても。またかれらは孤児に關し、あなたに問う  
 であろう。言つてやるがいい。「かれらのために、有利に取計らうのは善いこ  
 とである。もし、かれらと親しく交る時は、あなたがたは兄弟である。」アッ  
 ラーは、善意の者と悪事をなす者を知っておられる。アッラーがおぼしめしな  
 らば、あなたがたをきつと困惑させられる。誠にアッラーは、偉力ならばもの  
 なく英明であられる (2: 220)

孤児が力量 (ある年齢) に達するまでは、最善 (の管理) をなすための外、か  
 れの財産に近付いてはならない。約束を果たしなさい。凡ての約束は、(審判  
 の日) 尋問されるのである (17: 34)

「孤児」という語はしばしば「貧者」「旅人」と一緒に登場する。かつて「旅人」  
 とは異郷の地で心細い思いをしている人々であったことを考えると、これらは弱者  
 の代名詞であったことがわかる。クルアーンからわかるのは、父親のいない孤児は、  
 しばしば親から相続できるはずの財産を横取りされ、正当な権利を奪われていたと  
 いう、当時の様子である。そしてこれこそが、ムハンマド自身を常に脅かしていた  
 現実だったのだ。幸運にも彼には高潔な祖父、そしておじがいたが、孤児であるこ  
 とは弱者であるという事実には変わりはなかった。

付け加えておくと、広く知られている通りイスラームでは男性は4人まで妻を持  
 つことができるが、じつはクルアーンがそれを許容しているのは、ある特定の条件  
 下である。クルアーンには次のように書かれている。「あなたがたがもし孤児に対  
 し、公正にしてやれそうにもないならばあなたがたがよいと思う2人、3人または  
 4人の女を娶れ」(4: 3)。

この言葉がムハンマドのもとに下されたのは、多神教との間で戦いがあり、イス  
 ラーム教徒の間にはかなりの死者が出た直後であったとされる。イスラームのために  
 戦い、命を落とした男たちが残した子どもたち、それがこの一節でいわれている孤  
 児である。そうした孤児一般に公正に接することが難しいのであれば、その母親を  
 妻とすることで、孤児たちを庇護下に置けと命じているのである。

## 2 喜捨 (ザカート)

### 2.1 五行の1つとしての喜捨

弱者、とりわけ経済的な弱者を救済するためのイスラームのシステムといえば、

1) クルアーン日本語訳は三田 (1996) による (以下同様)。なお、引用末尾の ( ) 内の数字は、「:」  
 の前が章、後が節の番号を示す。圏点は引用者による。

## 2.4 喜捨の自発性

五行の1つである定め喜捨以外にも、喜捨は一般に善行の1つとして推奨される。完全に自由意志によってなされる喜捨を定め喜捨（ザカート）と区別して、自由喜捨（サダカ）と呼ばれる実践がある。

先にあげたクルアーンの一節に、「施し（サダカ）は、貧者、困窮者、これ（施しの事務）を管理する者、および心が（真理に）傾いてきた者のため、またアッラーの道のため（に率先して努力する者）、また旅人のためのものである」というものがあった。文脈から、この「施し」が定め喜捨（ザカート）を指しているのは明らかである。それにもかかわらず、アラビア語のクルアーンでは、自由喜捨を指すはずの「サダカ」という語が使われている。これは、イスラームの初期においては定め喜捨と自由喜捨の区別が明確ではなかったこと、そのため「ザカート」と「サダカ」という2つの用語がはっきりと別のもので使い分けられていなかったことによる。言い換えるならば、定め喜捨であっても、自ら進んで支払うべきものと捉えられていたことがわかるのである。

さらには、喜捨というものが金品の提供に限られず、より広く、善い行い、助け合いを連想させるということも、次のハディースからわかる。

人びとは全身で、陽が昇る毎日、喜捨（サダカ）をすべきです。二人の人の間を公正にするのも喜捨です。誰かが乗り物（の動物）に乗り、またがるのを助けるのも、またその人の荷物を積むのを助けるのも喜捨です。よいことば（を言うこと）も喜捨ですし、（マスジドでの）礼拝に向かって歩む一歩一歩にも、喜捨があります。道の障害物を取り除くのも、喜捨です（小杉, 2019, 504-505頁）

### おわりに——今日の喜捨

イスラームには喜捨とは別に、財産を提供する伝統的なシステムとして、ワクフがある。ワクフとは、財産の所有権の移動を停止し、そこから得られる収益を特定の目的に利用するもので、目的はしばしば、モスク（マスジド）などの宗教施設あるいは教育施設の運営、さらには孤児・寡婦・貧者の救済に設定されることが少なくなかった。しかしながら、近代国家が誕生する中で、ワクフ制度は国家の管理下に置かれる傾向が強まり、イスラーム的实践という性格が後退していることは否定できないだろう。

喜捨に関していうと、五行の1つであることに変わりはないが、現代においてその実践のありようは問われているといわざるをえない。五行のうち、信仰告白も、礼拝も、断食も、巡礼も、基本的には個人の意志によって行うことができるのに対

して、喜捨はそうはいかない。カリフと呼ばれるイスラーム共同体の指導者が不在の今日、どこへ行って、どのように支払いをすればよいのか。サウジアラビアやパキスタンのように国家が「喜捨」を徴収し、管理しているところもあるが、それは例外的といってもよいほどに少ないし、そもそも税との区別が困難であることを考えると、それがあべき形なのかも問われるだろう。国家が徴収しないところでは、公的な機関が一元的に徴収するところもあれば、そうではなくイスラームの理念を掲げて活動するさまざまな慈善団体・福祉施設への寄付によって喜捨とすることもあ

る。見逃してはならないのは、カリフ不在の現在、喜捨を集めて管理するシステムが整っていないにもかかわらず、人々が何らかの形で喜捨の支払いをなそうとしているという事実である<sup>3)</sup>。イスラームの文脈が生み出した相互扶助の文化が、しっかりと生きているのである。

#### 参考文献

- 小杉泰編訳 (2019) 『ムハンマドのことば——ハディース』(岩波文庫) 岩波書店。  
 牧野信也訳 (2001) 『ハディース II ——イスラーム伝承集成』(中公文庫) 中央公論新社。  
 三田一訳・注解 (1996) 『日亜対訳・注解 聖クルアーン』改訂版第5刷, 日本ムスリム協会。  
 Pew Research Center ウェブサイト “The world’s Muslims: Unity and diversity, Chapter 2: Religious commitment” (<https://www.pewresearch.org/religion/2012/08/09/the-worlds-muslims-unity-and-diversity-2-religious-commitment/>, 2024年2月29日閲覧)。

3) 少し古いデータではあるが、イスラーム教徒が多数派を占める国々で、どの程度、喜捨が行われているかについては、Pew Research Center (ピュー・リサーチ・センター) ウェブサイトの記事が参考になる。

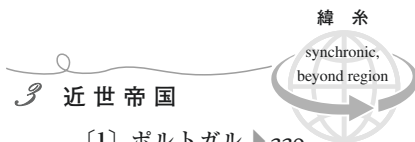
第 3 部

# 中世末～近世

## 公的施策の萌芽



- 3-1 章 西ヨーロッパ ▶ 188
- 3-2 章 ポーランド・リトアニア共和国 ▶ 208
- 3-3 章 オスマン帝国 ▶ 244
- 3-4 章 朝鮮王朝 ▶ 270
- 3-5 章 日本 ▶ 279
- 3-6 章 中国 ▶ 294

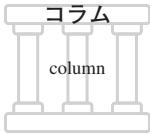


### 3 近世帝国

- [1] ポルトガル ▶ 220
- [2] スペイン ▶ 228
- [3] オランダ ▶ 236
- [4] ムガル帝国 ▶ 252
- [5] 清朝 ▶ 262



- 3-1 ① 迫害被害者支援 ▶ 203



## ① 迫害被害者支援

西川 杉子 ■

### はじめに——西ヨーロッパ内最大の難民危機

マルティン・ルターによる宗教改革運動の開始は、ラテン・キリスト教共同体をローマ・カトリック教会とプロテスタント諸派に分裂させて苛烈な宗教対立をもたらした。宗教大戦を避けるべく1555年のアウクスブルク宗教和議では「君主の宗教は臣下の宗教」という原則が打ち立てられたが、君主と異なる信仰の臣下はしばしば宗教難民とならざるをえなかった。その最たるものが、ローマ・カトリックの信仰篤いフランス国王ルイ14世による大弾圧を逃れるべく国外亡命を選択したユグノー——フランスの改革派信徒、プロテスタントの俗にカルヴァン派といわれる人々——だろう。ルイ14世治世後半のユグノー難民数には諸説あるが、ユグノー史家ロビン・グインは約100万のユグノー人口のうち4分の1が国外脱出を果たしたと見積もっている。主な亡命先は、プロテスタントのスイス各州、オランダ、ドイツ諸邦、北米植民地、そしてイギリス諸島であった。

17世紀末、イングランド首都ロンドンの人口は約50万人と推定されている。そのロンドンを主たる目的地としてイングランド南東部沿岸に、1670年代末から1680年代にかけて、大量のユグノー難民が押し寄せた。中には、北米植民地やアイルランドへとさらに移動していった者も少なからずいたが、この時期だけで約5万のユグノーがイングランドに定住したとされている。そもそも英語で難民を意味する *refugee* は、この時期のユグノー難民を指して使われるようになった言葉である。大量の宗教難民の出現が、イングランドに深い衝撃を与えたことは想像に難くない。

現在イギリスにおいては17世紀末のユグノー受け入れは、難民救済の成功例として高く評価されている。まずイングランドによるこの難民危機への支援を紹介しよう。

### 1 ユグノー難民への好意的な環境

イングランドにおいて大量の難民流入に対する反発がなかったわけではない。難民に職が奪われる、経済的競争相手が増えるという不安や、同じプロテスタントではあっても、イングランドの体制教会であるイングランド国教会（日本では聖公会）とは信仰の異なるユグノーに不満を抱く者は多かった。

# 近代

## 「西洋近代」的規範の影響



- ㄥ-1 章 イギリス ▶ 330
- ㄥ-2 章 アメリカ合衆国 ▶ 356
- ㄥ-3 章 フランス ▶ 370
- ㄥ-4 章 ドイツ ▶ 392
- ㄥ-5 章 中国 ▶ 407
- ㄥ-6 章 日本 ▶ 441



### ㄥ-i 帝国主義・植民地主義

- [1] イギリス ▶ 348
- [2] フランス ▶ 385

### ㄥ-ii トランスナショナル・ネットワーク

- [1] 移民（華僑） ▶ 419
- [2] 労働者インターナショナル ▶ 426
- [3] 宗教の「インターナショナル」 ▶ 433



- ㄥ-① 都市と自然 ▶ 344
- ㄥ-② 植民地朝鮮の仏教と社会事業 ▶ 455
- ㄥ-③ アイヌへの救済や「福祉」 ▶ 460
- ㄥ-④ 大災害・大飢饉への支援 ▶ 464



## 〔1〕 移民（華僑）

志賀 市子 ■

### はじめに

世界各地に広がる華僑／華人ディアスポラの歴史は、移民の出身地、時代、移民のルートや目的、さらに移民の受け入れ国によって異なり、当然ながらその社会福祉の営みも多様である。ここでその全体像を網羅的に描き出すことは紙幅の都合上不可能であるため、本稿では清末から近現代にかけて東南アジアや北米に向かった広東系移民の社会福祉に焦点を当てる。中でも移民の生存・生活に大きな役割を果たした社会福祉組織の成り立ちと展開、さらにそのグローバルなネットワーク形成について、歴史的・民族誌的資料および関連先行研究に基づいて叙述することにした。

## 1 華人移民の社会福祉組織

### 1.1 善堂と俗会

中国における福祉の歴史を叙述した研究では、文字資料が比較的豊富に残されており、政治的・社会的に大きな力を持った官営の福祉施設や士大夫や大商人などを主体とするエリート主導型の社会福祉組織が取り上げられることが一般的である(星, 1988)。近世から近代にかけて各地に設立された「善会」「善堂」と呼ばれる慈善団体もその1つだが、基本的にはエリート主導型の社会福祉組織として描かれてきた。

夫馬進によれば、「善会とは諸個人が自発的に参加し、彼らが『善』と考える事項を共同して行うための結社であり、善堂とはそのために設けられた施設あるいは事務局を置く建物である」(夫馬, 1997)。近代まで続く善堂運動の嚆矢は、明末に河南や江南地域の文人たちが始めた「同善会」と呼ばれる結社であるとされている(夫馬, 1997; 梁, 1997; Smith, 2009)。夫馬は、同善会は明代以前から庶民の間で営まれていた「俗会」——冠婚葬祭など一時的にまとまった資金が必要な場合に備えて組織される銭会(頼母子講の一種)や銀会、葬親社などの相互扶助の「会」——の影響を受けつつも、それらとは異なり、富裕者から貧困者への一方的な施与という形をとった新しい形の実践であったことを強調した(夫馬, 1997)。

とはいえ、明末以降富裕者から貧困者への一方的な施与を原則とするエリート主導型の善会・善堂の台頭によって、それまで数世紀にわたって庶民が営んできたさまざまな俗会が淘汰されていったというわけではない。本稿の事例からも明らかのように、俗会と善堂は実際のところパラレルな関係でも、俗会から善堂へという単線的な進化が見られるわけでもなく、両者はむしろ互いに補完し合いながら発展してきた。

また、善堂の形態は全国一律であったわけではなく、「善堂」と通称される結社の組織原理や活動内容は、そこに集うメンバーの階層や規模によって、また結社の拠って立つ地域の民俗宗教文化や社会経済的状況によって多様であった。

## 1.2 潮州系移民の相互扶助組織——父母会

ここでは、広東省東部の潮州地域にルーツを持つ、「潮州人」と呼ばれる移民たちが組織した善堂（会）を取り上げたい。潮州系の善堂の活動の特徴は、潮州独特の信仰や埋葬習俗などの民俗宗教文化が濃厚に反映されている点にある。潮州系善堂のこうした特徴は、清代後期以降潮州地域の基層社会に出現し、善堂の母体となった相互扶助的な「会」（association）——とりわけ葬儀や埋葬にかかわる「施棺掩埋会」「父母会」「念仏社」「盂蘭勝会」など——に由来している（志賀, 2012; 2018）。

エリザベス・シンは、中国人にとって死にかかわる活動は種々の慈善活動の中でもとくに重要なものだったと指摘している。人々は葬儀や埋葬の儀礼が正しく行われるどうかに強い関心を寄せていた。共同墓地の整備や無縁死者供養のために行われる盂蘭勝会は、庶民に最も歓迎される慈善活動であった（Sinn, 2020）。

地方志の記載によれば、潮州地域では康熙 58（1719）年に掲揚県において、施棺や埋葬を主とするエリート主導型の善会「慈濟会堂」が設立されている。その後、清末にかけて、施棺や埋葬だけでなく、贈医施薬や施粥施茶を行う総合的善堂が都市部において創設された。たとえば光緒年間に汕頭市に設立された存心善堂は、代表的な総合的善堂の 1 つである。

一方庶民の間では、文献にはほとんど記録されていないが、俗会のような相互扶助組織は近世から存在し、近代に入ってからその伝統は存続していた。1920 年代に潮州地域の「鳳凰村」で実地調査を行ったアメリカの社会学者ダニエル・カルプは、村にある 6 つの会の 1 つとして、「父母会」と呼ばれる葬親会を取り上げている。「父母会」は通常、10~30 人の会員が一定の会費を支払って組織され、その会費をプールして会の資本とした。会員の親が亡くなると、プールされた資金はその葬儀や埋葬のために給付された。また、会員には他の会員の葬儀を手伝う義務があった。会は、全会員の最後の親が埋葬されるまで続き、その後は自動的に解散した（Kulp, 1966）。

父母会が県や鎮の大きな善堂の下部組織になることで、父母会と善堂が相互補完

郷団体、宗親会や商会などと連絡をとり、棺や遺骨に遺族に引き渡す手配を行った。

東華医院には1915年から1972年までの東華義荘関係の膨大なアーカイブが保管されている。このアーカイブを調査した葉漢明 (Hon-ming Yip) によれば、文書記録には、保証書、登記簿、棺の入庫記録、海外の棺や遺骨の回収書、出荷書類、葬儀の領収書などのほか、義荘の公式書簡や、棺桶・遺骨の入荷を知らせる手紙、華人の遺骨送還について問い合わせる世界各国からの手紙など、2万ページを超える書簡が含まれている。東華医院が送還した遺体・遺骨の正確な数は不明だが、通常1隻の船には数百から数千の柩や骨箱を載せて運んだことから、1870年から第二次世界大戦直後までの間に、東華医院は10万人以上の遺体・遺骨を送還した可能性があるという (Yip, 2020)。

一般に、アメリカに渡った華人移民は、同郷者の相互扶助組織として「会館」を設立した。たとえば、1853年サンフランシスコに設立された陽和会館<sup>2)</sup>には、同郷の貧困者や傷病者に帰国旅費を支給し、死亡した場合には棺を支給する制度があった。ここから、柩や遺骨を送還するサービスは、生者に対する帰国援助サービスの延長線上にあったことがわかる。会館の会員はこの制度に基づき、会費に加えて数ドルから数十ドルの費用を、会館に支払っていた。

受け入れ側の東華医院でも、柩や遺骨の本国送還を手配したり、アメリカ航路を航行する遠洋定期船で死亡した人々のために無料の棺を提供したりした。同院はさらに、積み荷が香港に到着したことを地方の同郷会や善堂を通して遺族に知らせ、遺体・遺骨に引き取り手が無い場合は、東華義荘の無縁墓地に埋葬した。「検運」事業は、富裕者と貧困者の両方をカバーするという意味で公平なシステムであり、それは「慈善と相互扶助の原理の連携」によって可能であったと、葉は結論づけている。

会館が中国への遺体・遺骨の送還に積極的だったのは、中国人に対する人種差別から、一部の地域では中国人墓地の建設が認められなかったり、墓地があっても劣悪な環境の場所に置かれたりといった理由もあったようである。

## おわりに

華人移民の社会福祉の営みは、生者と死者の両方を対象としていた。死者のために制度化されたトランスナショナルなネットワークが、生者の出稼ぎや帰省といった行き来を促し、やがては送金やビジネスのネットワークを支え、物流や情報の流れを生み出すこともあった。華僑／華人移民の喪葬にかかわる社会的・宗教的営み

2) 陽和会館は広東省中山市出身者によって設立された。サンフランシスコのチャイナタウンと同郷会館については、山下 (2017) に詳しい。

は、移民コミュニティとホスト社会との文化的な交渉を促し、今日にあってもエスニックな境界を超えた新しい文化を生み出している。だがそれが、葉が指摘するように、国境を越えた移動と貿易が拡大する近代に生まれた「華僑独自の伝統」なのかどうかを見定めるには、日系移民やヨーロッパ系移民など、他の移民ディアスポラとも比較しつつ、その近代性やエスニシティをより詳しく検証する必要があるだろう。

### 参考文献

- 志賀子 (2012) 『〈神〉と〈鬼〉の間——中国東南部における無縁死者の埋葬と祭祀』 風響社。
- 志賀子 (2018) 「潮州の『念仏社』とその儀礼文化——香港及びタイへの伝播と継承」 志賀子編『潮州人——華人移民のエスニシティと文化をめぐる歴史人類学』 風響社, 181-218 頁。
- 芹澤知広 (2018) 「ベトナムの潮州人宗教結社——ホーチミン市とメコンデルタ」 志賀子編『潮州人——華人移民のエスニシティと文化をめぐる歴史人類学』 風響社, 257-284 頁。
- 玉置充子 (2009) 「タイの華人系慈善団体における無縁死者供養——『修帖』と『火化』」 『海外事情研究所報告』 (拓殖大学) 第 43 号, 115-124 頁。
- 玉置充子 (2018) 「タイ現代史の中の潮州系善堂——華僑報徳善堂の発展と適応」 志賀子編『潮州人——華人移民のエスニシティと文化をめぐる歴史人類学』 風響社, 285-324 頁。
- 夫馬進 (1997) 『中国善会善堂史研究』 (東洋史研究叢刊) 同朋舎出版。
- 帆刈浩之 (1994) 「清末上海四明公所の『運棺』ネットワークの形成——近代中国社会における同郷結合について」 『社会経済史学』 第 59 卷第 6 号, 725-756, 860 頁。
- 星斌夫 (1988) 『中国の社会福祉の歴史』 山川出版社。
- 山下清海 (2017) 「サンフランシスコにおけるチャイナタウンの形成と変容——ゴールドラッシュからニューチャイナタウンの形成まで」 『筑波大学人文地理学研究』 第 37 卷, 1-18 頁。
- 梁其姿 (1997) 『施善與教化——明清的慈善組織』 聯経出版。
- Kulp, Daniel H. (1966) *Country Life in South China: The Sociology of Familism (reprinted ed.)*, Ch'eng-wen Publishing Company. (First published in 1925)
- Sinn, Elizabeth (2020) "Practicing charity (Xingshan 行善) across the Chinese diaspora, 1850-1949: A multidimensional overview," in John Fitzgerald and Hon-ming Yip eds., *Chinese Diaspora Charity and the Cantonese Pacific, 1850-1949*, Hong Kong University Press, pp. 19-33.
- Smith, Joanna Handlin (2009) *The Art of Doing Good: Charity in Late Ming China*, University of California Press.
- Yip, Hon-ming (2020) "Huiguan (會館) as an overseas charitable institution: Homebound burials and the global Chinese diaspora, 1850-1949," in John Fitzgerald and Hon-ming Yip eds., *Chinese Diaspora Charity and the Cantonese Pacific, 1850-1949*, Hong Kong University Press, pp. 72-96.



## 4-6 章 日 本

### 制限的「救貧」と散発的「慈善」

松沢 裕作 ■

#### はじめに——近世から近代へ

近代日本における福祉の仕組みを考える際に、その出発点となるのは、明治維新期の社会変動によって、近世身分制社会が解体されたことである。近世日本社会は身分的に編成された社会集団によって織り成される社会であり、生活困難者発生時の対応も、それらの集団を単位に行われることが前提とされていた（▶経糸 4-5章）。

1871（明治4）年の戸籍法施行、廃藩置県、1873年から始まる地租改正事業など、一連の制度改革は、都市の町、農村の村をはじめとして、近世日本社会の基礎的な構成単位であったこうした身分集団を解体した。これによって、身分集団の存在を前提に展開されてきた近世の生活困難者救助が機能しなくなる。こうして、政策立案者と生活困難に陥った諸個人双方の側で、新たな対応の模索が始まる。

### 1 救貧諸法の制定

#### 1.1 救貧諸法の種類

政府が1870年代から1880年代にかけて制定した各種の法令は、このような状況への対応であった（表1）。

これらを大きく整理すれば次のように分類できる。第1に、病者（回復可能性がある場合は「疾病」、回復不能であれば「痲疾」と分類される）・高齢者・13歳以下の子どもについては、労働不能であること、「独身」であること、近隣が救助不能であることを条件として国費負担で救助される（恤救規則および棄児養育米給与方）。第2に、災害によって発生した生活困難者（罹災窮民）および流行病による生活困難者の場合、地域が面的にダメージを受け、近隣の救助が見込めないため、明治初期には国費で救助されていたが（窮民一時救助規則）、1878年に地方税規則の制定によって府県単位の財政が成立すると、地方の負担が原則とされた（備荒儲蓄法および窮民救助法）。第3に、いわゆる「行き倒れ」（行旅病人・死亡人）については、本人・家族ないし救助地の府県が救助費用を負担した（行旅病人取扱規則、行旅病人及死亡人取扱法）。

表 1 明治期日本の救貧法制

棄 児	棄児養育米給与方 (1871 年)
孤 児	恤救規則 (1874 年)
廢 疾	恤救規則 (1874 年)
疾 病	恤救規則 (1874 年)
流行病	窮民一時救助規則 (1871 年, 1880 年廃止) →流行病ノ際貧民救療ニ係ル費用支弁方 (1881 年)
老 衰	恤救規則 (1874 年)
災 害	窮民一時救助規則 (1871 年) →備荒儲蓄法 (1880 年) →罹災窮民救助法 (1899 年)
行旅病人	行旅病人取扱規則 (1871 年, 1882 年廃止) →行旅病人及死亡人取扱法 (1899 年)

(注) ゴシック体は、当人ないし地方費(民費・地方税負担)負担か、国費と地方費の双方が負担するもの。

(出所) 筆者作成。

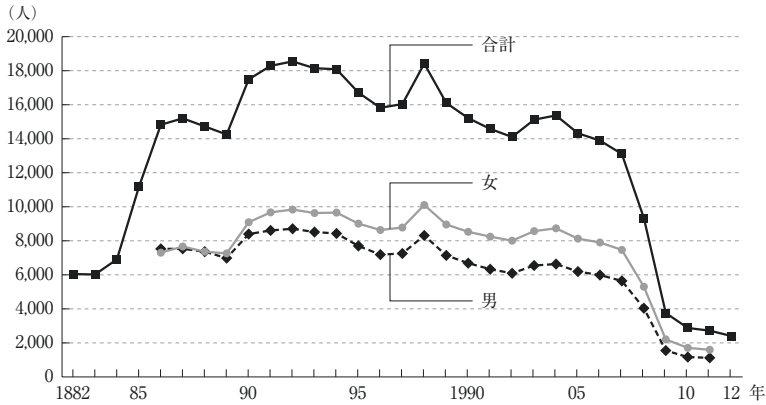
これらの立法自体はかなり場当たりのであり、また生活困難者の救助以外の政策目的を内包している場合も少なくなかった。たとえば、行旅病人取扱規則制定の背景には、明治政府の基盤が不安定な中で、反政府運動の取り締まり上、本籍地を離れ移動する者(「脱籍浮浪人」)への管理が政策課題となっていたという事情がある(竹永, 2011)。1874年の恤救規則は、旧藩時代に救済されていた人々の処遇をめぐる滋賀県からの伺を発端として制定されたものであるが、内務省は当初、救済の基準を省内の内規として定める意向であった。これに対して、財政を管轄する大蔵省が異議をとねえ、正式の法令となったという経緯がある(松沢, 2020)。また、罹災窮民を救助する備荒儲蓄法が制定されたのは、地租が定額化されたため、凶作時の地租を確保するために、政府が一種の強制保険制度を導入したという側面があった(松沢, 2009)。

## 1.2 恤 救 規 則

これらの救貧諸法の中で、基軸的な位置にあったのは恤救規則である。しかし恤救規則による救助の内容はかなり貧弱なものであった。

恤救規則は、前文と5つの条文からなる短い法令である。前文では、「貧者を救済したり、憐れんで助けたりすることは、本来人々がおたがひ、自発的な意志でおこなうものである。しかし、誰にも頼ることができず、放っておくわけにもいかなぬような者については、この規則に基づいて救済する」という意味のことが書かれている。この前文には、政府は生活困難者を救うという義務は負っていないという立場が明瞭に示されている。

図1 恤救規則による救済人数の変化



(出所) 『帝国統計年鑑』各年度。

この方針に従い、先にも触れたように、救助対象は①70歳以上の高齢者、②廃疾、③疾病、④13歳以下の児童という4つのカテゴリーに限定された。そして、いずれの場合も、働くことができず、きわめて貧困であり、かつ、「独身」である場合には、一定の米の量を代金に換算した額が支給されることになっていた。この場合の「独身」とは、事実の上で一人暮らしをしているということではなく、戸籍の上で「1人」であることを指していた。扶養可能な者が戸籍上どこかに存在すれば、恤救規則の救助対象とはならない。

全国の恤救規則による救済人数の変化を示したものが図1である。1884年から1886年にかけての伸びが著しく、ここには松方デフレの影響が見られる。また、1890年の上昇は同年の米価騰貴の影響である。一方、1908年以降に急減するのは、同年5月の内務省地方局長通牒によって、恤救規則の適用の厳格化が図られたためであり、これは後述する(および▶[経路9章](#))感化救済事業の開始と軌を一にしている。

さて、恤救規則は人々が地域において互いに助け合うこと(「人民相互の情誼」)を期待していたが、その「助け合い」の実態はどのようなものであっただろうか。

恤救規則によって救済された人数には府県によって大きな差があった。この理由を説明することは難しいが、1つの背景として、地域での「助け合い」の機能の程度があげられる。たとえば、恤救規則の適用人数が相対的に少ない山梨県の場合、近世の五人組の系譜を引く「伍組」や、地主・小作関係と結びついた古くからの救済が、再編されつつ残存しており、これが国費による救済件数を少なく抑えていた(大杉, 1994)。

一方で、こうした地縁的組織による救済は、救済を義務づける法的根拠を持って

すなわち、井上は、イギリス救貧法を批判的に捉え、イギリスがその負の遺産に苦しんでいると理解しており、日本は救貧法制がむしろ未発達ゆえに、逆説的にそうした負の遺産を持たずに済んでいるという現状認識を持っているのである。

### 3.4 植民地台湾・朝鮮における救貧諸法

1894年、日清戦争後の下関講和条約により台湾および澎湖諸島が日本の植民地となった。次いで1910年の日韓併合によって、朝鮮半島が日本の植民地支配のもとに置かれた。日本の植民地は、それぞれ日本本土とは異なる法体系によって支配された。救貧諸法についても同様である。最後に、台湾・朝鮮の法制度について紹介しておこう（大友, 2007）。

台湾では、1899年に「台湾窮民救助規則」が制定された。これは本土の恤救規則に対応するものである。しかし、台湾が本土と異なっていたのは、日本による植民地化以前に、中国型の救貧施設（官設の養濟院および民間の善会・善堂）が展開していたことである。台湾窮民救助規則と同年の1899年、台湾総督府はこれらの施設を統合の上、自らの管轄下に組み込み、台北仁濟院・台南慈恵院・澎湖普濟院を設立、1904年には「台北仁濟院・台南慈恵院及澎湖普濟院規則」を發して統一的な制度を構築した。収容対象となっているのが障害者・高齢者・児童で「独身」の者である点は本土の恤救規則とほぼ同様だが、「貞節」な寡婦が含まれている点は中国的な伝統の継承と見ることができよう（夫馬, 1997）。日本本土で明治期には設立されることのなかった収容型の救貧施設が、台湾では、従来の施設を植民地権力が接収することによって創設されたのである。

一方朝鮮では、植民地化と同時に、日本の皇室からの「臨時恩賜金」3000万円の配布が發表された。植民地朝鮮における救貧制度はこの恩賜金を基金として行われた点に特徴がある（▶コラム④-2）。1911年に設立された朝鮮総督府済生院はこの恩賜金によって設立された施設であり、当初は児童保護を主たる事業とした。本土の恤救規則に対応する法令も「恩賜賑恤資金窮民救助規程」（1916年）として、この恩賜金の支出の一形態として位置づけられた。天皇の名のもとでの支配の正統化という側面が強く打ち出されたのが、植民地朝鮮における「福祉」であったといえるだろう。

## おわりに

ここまで見てきたことをまとめるならば次のようになるだろう。維新変革による身分制的社会集團の解体の中から生まれた近代日本社会は、生活困難者を救済する固定的な団体が形成されにくい社会であった。公的な救貧は制限的であり、民間慈善団体は、散発的な寄付に頼るほかなく、経営が安定しなかった。こうした状況の

背景には、「家」を基盤とした社会の仕組みがあり、生活困難者はまず「家」に包摂されることによって救済されることが前提とされていた。「家」は同時に農工商の小経営の単位でもあり、身分制社会解体後の流動化した社会では、「家」相互の生き残りをかけた競争は激しかった。そこで生まれたのが、勤勉に働き、貯蓄に努めて「家」の永続を図るという勤労観であり、その裏返しに貧困に陥ったものを「惰民」と見なす貧困観であった。こうした勤労・貧困観のもとでは、金品を与える前に、働くことのできる限度ギリギリまで、まずは仕事を与えるという対応が地域ではとられることになる。

慈善団体の経営基盤の弱さは、時に公的部門が、寄付をとりまとめ、分配するという機能を持つことにもつながった。こうした政策志向の延長線上に、国費からの救済費支出自体は低く抑え、その一部を地方自治体に転化しながら、政府が主導して民間団体を組織するという「感化救済事業」が始動することになる。やがて「社会事業」と改称されることになるこの事業は、現代の日本の福祉のあり方の原型を形づくることになるだろう。

#### 参考文献

- 飯田直樹 (2021) 『近代大阪の福祉構造と展開——方面委員制度と警察社会事業』 部落問題研究所。
- 池田真歩 (2023) 『首都の議会——近代移行期東京の政治秩序と都市改造』 東京大学出版会。
- 稲葉光彦 (1992) 『窮民救助制度の研究——帝国議会開設以前史』 慶應通信。
- 井上友一 (1909) 『救済制度要義』 博文館。
- 大川啓 (2024) 『「慈善」と「不穩」の近代社会史』 有志舎。
- 大杉由香 (1994) 「本源的蓄積期における公的扶助と私的救済——岡山・山梨・秋田を中心に」 『社会経済史学』 第60巻第3号, 349-378頁。
- 大藤修 (1996) 『近世農民と家・村・国家——生活史・社会史の視座から』 吉川弘文館。
- 大友昌子 (2007) 『帝国日本の植民地社会事業政策研究——台湾・朝鮮』 (MINERVA 社会福祉叢書) ミネルヴァ書房。
- 尾島志保 (2023) 「1889～90年の富山市の米騒動と救済——市制施行直後の事例として」 『富山史壇』 第200号, 101-117頁。
- 金澤周作 (2022) 「『慈善と救済』の歴史における『比較と関係』の視座——応答」 『三田学会雑誌』 第115巻第2号, 163-170頁。
- 北原糸子 (1995) 『都市と貧困の社会史——江戸から東京へ』 吉川弘文館。
- 酒井一輔 (2018) 「近代移行期における共有財産の再編と地域統合」 『社会経済史学』 第84巻第2号, 189-213頁。
- 高岡裕之 (2023a) 「地域福祉の中の博愛社——1900年代を中心に」 室田保夫・今井小の実・高岡裕之・蜂谷俊隆・倉持史朗編 『大阪児童福祉の先駆——博愛社の史的研究』 六花出版, 317-341頁。
- 高岡裕之 (2023b) 「明治後期大阪市の慈善事業構想——財団法人弘済会の成立過程に関する覚書」 『関西学院史学』 第50号, 1-29頁。
- 竹永三男 (2011) 「近代日本における行旅病人・行旅死亡人対応法制の成立と展開——明治維

第 5 部

現 代

イデオロギーとグローバリゼーション



- 5-1 章 アメリカ合衆国 ▶ 470
- 5-2 章 スウェーデン ▶ 484
- 5-3 章 ドイツ ▶ 497
- 5-4 章 ソヴィエト連邦 ▶ 530
- 5-5 章 アフリカ ▶ 544
- 5-6 章 イスラーム世界 ▶ 562
- 5-7 章 インド ▶ 581
- 5-8 章 中国 ▶ 620
- 5-9 章 日本 ▶ 632



5 国際 NGO と国際機関

- [1] セーブ・ザ・チルドレン ▶ 522
- [2] 国際機構 ▶ 596
- [3] 国際赤十字・赤新月運動 ▶ 604
- [4] 国境なき医師団 ▶ 612



- 5-① 福祉レジーム ▶ 512
- 5-② 障害者福祉 ▶ 517
- 5-③ 生活協同組合とフェアトレード ▶ 558
- 5-④ 動物福祉 ▶ 647
- 5-⑤ 福祉と医療 ▶ 651



## 5-2 章 スウェーデン

### 福祉供給主体の組織化の2つの波

石原 俊時 ■

第5部

現代イデオロギーとグローバル化

#### はじめに

スウェーデンは福祉国家として知られている。それとおそらく関連して、2023年度の世界幸福度が6位（日本47位）であり、ジェンダー・ギャップ指数も世界5位（日本125位）の地位を誇っている。しかし、そのような状況は一朝一夕にして生じたわけではない。19世紀末までのスウェーデンは、むしろヨーロッパ辺境の貧しい小農の国であり、家父長的な秩序が社会の隅々を支配していた。1900年頃は人口500万人程度のうち、農村人口は8割に及んでいた。その貧しさは、19世紀半ばから1930年代にかけて150万人あまりが移住民となったことにも表れている。

スウェーデン福祉国家の成立過程を福祉の複合体という観点から見ると、経済学者グンナー・ミュルダールが『福祉国家を越えて』の中で、国家干渉は国家計画に先行すると指摘したことが想起される。社会に生じた種々の問題に、まずは対処療法的に国家干渉が行われるが、次第にそれが累積すると、国家が成立した雑多な制度や政策の間を調整し、体系化する局面に至るのである。これは、福祉の複合体にも当てはまることであると思われる。国家のみならず、自発的団体や自治体などのさまざまな福祉供給主体は、それぞれの眼前に生じた多様な問題に対応する中で生成・展開を積み重ねていくのであるが、ある局面に至るとそれらの間での組織化・体系化が試みられることとなるのである。本稿では、20世紀初頭から半ばに至る時期に生じた福祉供給体の組織化の2つの波という観点から、スウェーデン福祉国家の成立過程を見てみることにする。

2つの波とは、19世紀に各地に成立した慈善団体などの自発的団体が、地域レベルのみならず全国レベルでも組織化され、社会事業中央連盟（CSA）やスウェーデン救貧連盟（SFF）といった全国組織が成立し、国家や自治体を巻き込んで一連の社会政策を実現させた20世紀初頭の波と、世界恐慌の最中に成立した社会民主党政権が、それまでさまざまな社会政策が展開してきたことを前提に、それらの間の制度的調整を行い社会保障制度の体系化を実施するために選任した社会福祉委員会が中核となった1930年代末からの波である。これら2つの波について具体的に見

る前に、まず20世紀初頭までの状況を見ておこう。

## 1 20世紀初頭までの状況

### 1.1 身分制社会の解体と中間層

スウェーデンの封建制・身分制的秩序の解体は、市民革命のような大きな政治的な変革を経ず、漸進的に進展した。すでに18世紀後半から農村では、エンクロージャーや開墾の進展で特徴づけられる、農業革命といわれる過程が生じていた。他方では、国家の重商主義政策によってマニュファクチャーの建設が進むとともに、金属加工業ならびに麻や綿の織物業などでプロト工業が繁栄した。さらに、こうした農業革命やプロト工業化の進展は、市場経済の発展を促し、国家における集権的な統治機構の整備も加わって、いわゆる中間層の生成をもたらした。爵位を持たず貴族には属さないが、通常の農民や都市民よりも上位に位置づけられる、官僚、マニュファクチャー主、大商人、大農などからなる層が生まれてきたのである。彼らは、伝統的な四身分制（貴族、聖職者、都市民、農民）の枠組みになじまず、次第に身分制的秩序を解体する動きを示す。彼らが結成する身分や性の区分によらない個人の団結である自発的結社は、自らのアイデンティティを強化するとともに、そうした動きを支えることとなる。

1809年の政変で啓蒙絶対王政が否定され、立憲王政に移行し、憲法によって出版の自由が保障されると、多くの雑誌や新聞が発行されるようになる。自発的結社で展開された議論は、こうしたメディアに媒介され、議論の場は社会的に拡大していった。このような市民的公共性の展開を背景に、1830年代に自由主義勢力が政治的に台頭した。こうして1846年および1864年には営業の自由、さらには1866年に身分制議会に代わり二院制議会が成立することとなる。また、宗教改革以来、教会組織は統治機構と一体となっていたが、自治体改革が進み、1843年には教会の末端組織（教区）から宗教や道徳にかかわる部分を切り離してそれを世俗化し、1862年には新たな地方自治の単位として基礎自治体（コミュニティ）が成立した。自治体改革では、地方自治を通じて個人の自由や自律性を国家の官僚制的・集権的支配から守るということが意図された。

### 1.2 救貧法と慈善

中間層の勃興の背景となった18世紀以来の社会変動は、多産・多死から多産・少死への人口学的展開と結びつき、とくに農村における下層民の増大をもたらした。従来の村落共同体による規制が機能しなくなる中で、社会不安が広がった。19世紀に入り、こうした大衆貧困状況に危機意識を抱いた国家は、1837年に貧困問題検討委員会を選任した。この委員会の提言が、1842年の初等義務教育法と1847年

の救貧法の制定につながった。貧民を救済するだけでなく、広く民衆を教育することで社会不安に対処しようとしたのである。

この救貧法は、教区の貧民救済義務を定立したもので、救済の決定に対する不服申し立て権も定められた。貧民に対する全国一律の対応とそれを実質化するための救貧財政の拡充が図られたのであるが、どの貧民をどのように扱うかの具体的な規定はなく、実際には救済は教区（基礎自治体）の裁量に任せられた。しかも1860年代末の飢饉により教区が貧民の増大に対応できなくなる状況が生じ、1871年の救貧法改正により、救済対象は制限され、不服申し立て権は削除されることとなる。

他方では、中間層を主な担い手とした慈善団体が各地で生成した。この現象は、中間層の勃興や自発的結社の叢生の一環と捉えられる。すでに大衆窮乏化期には、こうした慈善団体と公的救済の協力関係が見られるとともに、1860年代以降、慈善団体間の協力関係も展開するようになった。1889年には、イギリスの慈善組織化協会（COS）の影響を受け、ストックホルムに慈善調整協会（FVO）が成立し、続いて各地に同種の団体が結成され、地域における慈善団体間および慈善団体と公的救済との間の協力関係を展開していくこととなる。

### 1.3 伝統的社会政策

17世紀以来、スウェーデンでは、2つの法的枠組みによって貧民への対応がなされていたといえる。すなわち、公的な救済と、家父長制的雇用関係である。後者は、主人と奉公人との雇用関係を、家族における親子関係・夫婦関係に対応するものとして法的に定めたものである。さらに奉公強制の規定により、いずれの者も家族や雇用関係に属さねばならないとされた。そして、そこから離れて定住せず放浪する者は、何の権利も持たない無保護者として取り締まりの対象となった。こうして、家族や雇用関係を中核として社会全体における家父長的秩序を維持しようとしたのである。

19世紀になってもこうした法的な枠組みは残った。前者の公的救済については、国家の救済を含め、各地でバラバラに行われていたのが実態であったのに対し、公的救済のあり方を全国的なレベルで規定しようとしたのが1847年の救貧法であった。後者については、営業の自由が導入され、現実の労使関係に適用される範囲は狭まっていったが、なお家父長的な関係は労使関係の中で1つのあるべき姿として追求されていた。1885年に無保護者の規定はなくなるが、その代わりに、職のない、職を探そうとしない者を取り締まる浮浪者法が成立した。浮浪者法は、失業者やストライキを行う労働者にも適用されえた。

このように、多くの場合、人々は家族や雇用関係に属し、その中で家父長や主人の家父長的支配に服することとなる。そこからはみ出た者の中で、救貧受給者は、救貧当局の家父長権・後見権のもとに服した。浮浪者・乞食や犯罪者は、公権力に

よって拘束され、市民的権利を奪われ、その監督下に置かれることとなる。家族・雇用関係にある者と、これらの範疇の間の中間的・過渡的な存在として、失業者や寡婦・孤児などが捉えられた。彼らは再度家族や雇用関係に復帰する可能性も高いが、容易に救貧受給者や浮浪者などに転落してしまうリスクを抱えていた。伝統的  
社会政策は、このように階層的・身分的構造をつくり出し、それに基づきつつ社会に家父長的な秩序を浸透させる性格を持っていたといえる。

## 2 20世紀初頭における福祉供給主体の組織化

### 2.1 階級対立と民主化

スウェーデンでは、豊富な天然資源に基づき製材業や製鉄業が勃興し、1870年代より工業化が本格的に進展した。世紀末にはスウェーデン人の発明に基づく数々の国際的企業の登場に反映されるように、金属機械工業も急速に発展した。こうした工業化の進展は、労働者階級の形成とともに、階級対立の激化に代表される新たな社会問題の生成につながった。労働者階級は急速に組織化され、1889年には社会民主党、1898年にはその主要な支持基盤となる労働組合の全国組織LOも成立することとなる。

1866年に二院制の議会が成立して参政権には身分による区別はなくなったが、所得や資産による厳しい制限がそれにとって代わった。それゆえ、19世紀末より自由教会運動・禁酒運動・社会民主主義労働運動は、政治的意思決定から疎外された下層中間層や労働者階級を担い手として、メンバーを重複させつつ民主化を求める大規模な大衆動員を展開した。いわゆる「国民運動」の勃興である。スウェーデンでは、そうした過程の中で、下層中間層と労働者階級、自由主義と社会民主主義の間の社会的・文化的交流が促進された。

他方、20世紀に入ると、アメリカへの移民が再び増大した。貧しいスウェーデンから豊かなアメリカへの脱出が進んだのである。このことは、アメリカとの間の国民的生産力の格差を認識させた。1905年にノルウェーとの同君連合が解体されると、帝国主義列強の側圧を間近に感ぜざるをえなくなった。スウェーデンの生産力的劣位や階級対立の激化は、こうした帝国主義列強の脅威を前にして自国の生き残りに対する危機意識を生み出した。そのような中で、さまざまな政治勢力が国民的連帯を1つの標語として掲げるようになるとともに、それと関連させながら、民主化、社会問題への対応、経済発展への道筋といった課題が、広い階層を巻き込んで活発に議論されるようになった。

とくに社会問題をめぐる議論で注目されるのは、科学性とそれに基づく中立性の強調である。社会問題を科学的に分析することは、政治的・宗教的な立場を超えた客観的議論につながると考えられたのである。先述したFVOによる福祉供給主体

康保険は、認可疾病基金に補助金を与えるという制度にとどまり、補足率は依然として低かった。失業保険は、社会民主党政権のもとにおける失業対策の一環として、労働組合の失業基金に国家の補助金を支給するゲント方式の制度が成立していた。こうした状況に対し、社会福祉委員会は、国民年金以外の社会保険も強制保険化すると同時に、給付を現役時の所得に対応しかつ生活するのに十分な水準に押し上げることを課題にして改革案を作成した。これらの活動は、西欧諸国におけるベヴァリッジ・プランに始まる戦後福祉国家建設の動きに後押しされて本格的に進められることとなる。

このように社会保障体系の中核として社会保険が位置づけられ、給付の形態もなるべく各社会保険間において統一化することが試みられた。実際には、社会福祉委員会の提案はそのまま実現することはなかったが、1946年の国民年金制度の改革に始まり、他の社会保険制度やそれ以外の社会保障制度の拡充が進められることとなる。こうして戦後の好景気と相俟って、19世紀末以来大きな変化を示さなかった人口に対する救貧受給者の比率は、1940年代以降は顕著に減少していく。

第2に、国家・県・基礎自治体間の関係の見直しや地域における福祉行政機構の整備の問題がある。前述のように、救貧法の改正や社会的児童福祉法の成立や都市化の進展により、社会福祉諸費用の分担をめぐる地域間の対立は激化し、農村の小規模自治体の財政は危機的状況に置かれていた。さらにこれらの法律の成立により救済権や子どもの権利が強調され、全国一律の行政を提供する志向が強まる中で、地域間における福祉行政の格差は大きな問題として注目されることとなる。他方、国家レベルで社会保障のさまざまな制度が整備され、それら間での連携や調整が問題になり社会福祉委員会が設立されたのと同様に、基礎自治体でそれぞれの地域的業務を担う行政機関相互の連携や調整も問題となった。

社会福祉委員会は、こうした問題状況に対し、国家・県・基礎自治体間の分業関係の見直し、基礎自治体における行政機構の再編という形で取り組んだ。後者については、複数自体体の福祉行政を統合し、新たな福祉行政の単位としていくことを提案した。さらに救貧委員会など種々の行政機関によって担われた地域の福祉行政を、1つの機関に統合してより効率的に運営していくことを求めた。この問題についても、社会福祉委員会の提案はそのまま実現しなかったが、社会福祉以外の義務教育や道路整備などの負担配分をめぐる政府間財政の問題と相俟って1952年の基礎自治体合併につながっていく。これにより基礎自治体の数は2281から816に減少した。

第3の問題は、救貧法の廃止である。社会福祉委員会は、救貧に代わるものとして社会扶助の導入を提案した。その制度では、救済の権利性を推し進め、救貧受給がいかなる市民的権利の制限も負うべきでないことを主張した。救済を受けることがスティグマにつながってはならないのである。関連して受給に対する代償義務の

廃止も提案された。そして、社会扶助を、さまざまなリスクに遭遇した市民に対し、まずは社会保険制度などで対応し、それでも対応しきれなかった場合すべてに対し救済を与える最終的なセーフティ・ネットとして位置づけた。実際、代償義務は一部残るなど相違点はあるが、おおむね社会福祉委員会の提案に沿って1956年に社会扶助法が成立し、救貧法は廃止されることとなった。

### おわりに——福祉国家成立へ

このように社会福祉委員会の提案は、必ずしもすべてがそのまま実現したわけではないが、それぞれの課題に沿って着実に改革は進められていった。そこで成立した社会福祉の制度的枠組みの歴史的位置づけについて、以下の点が指摘できる。

第1に、伝統的な社会政策の枠組みと比較すると、社会のさまざまな領域であらさまで強権的な家父長的秩序は克服されていったことがあげられる。1920年の婚姻法によって夫の妻や子に対する家父長的支配は否定された。労使関係でも、サルトシェーバーデン協約の成立に見られるように、両者間のパートナーとしての関係が強調されるようになった。1918年の救貧法改正によって、救貧受給者に対する救貧当局の家父長権や後見権が否定された。1940年代末には浮浪者法の廃止も議論された。とはいえ、労働者の所得水準の上昇に伴い、戦後はむしろ専業主婦率は上昇し、男性稼ぎ主的な思想がなお根強く残っていた。LOの同一労働・同一賃金を求める連帯賃金政策でも女性の賃金は別枠であった。LO・SAF間で賃金に男女の区別をなくしていく合意がなされたのは、1960年になってからとなる。

第2に、社会福祉委員会は、救貧受給によるいかなる市民権の制限も解消しようとした。1919年に成立した男女普通選挙権にも救貧受給者や犯罪者などを排除する欠格条項があったが、社会扶助法の成立に先んじて撤廃された。児童福祉でも、素行不良少年の問題は、精神医学や心理学の影響のもとに、子どもの躰よりも子どもの性格や資質に問題の焦点が移っていった。浮浪者法廃止をめぐる議論にも、こうした動向が見て取れる。この時期に、スウェーデンにおける社会福祉の制度的枠組みは、まさにベリエが指摘するような規律化のプロジェクトとしての性格を失っていったのである。

第3に、社会保険制度が整備されていき、社会における中心的なセーフティ・ネットとなったことがあげられる。それゆえ、この時期にスウェーデンにおいて近代的な社会保障制度の枠組みが整い、いわゆる福祉国家が成立したと見なせる。その過程は、官民の関係の変化を伴っていた。1918年の救貧法や1924年の社会的児童福祉法は、地域における福祉供給主体間の協力を救貧委員会や児童福祉委員会を中核として進めていく意図を持っていた。しかし、それは、地域における福祉供給主体の組織化の主導権が、FVOのような民間団体から救貧委員会などの行政機関に

移っていったことを意味した。中央レベルでも、CSAが救貧会議を開催してその後の社会政策の展開をリードするようなことはなくなり、社会省を中心として社会保険体制が整備されていったように、制度や政策は国家が主導して整備されていくようになる。その過程で、児童福祉センターなど民間自発的の団体によって育まれてきた制度や組織が、全国一律に権利を保障するという課題のもとに国家に吸収され、全国的な制度組織として展開されていった。スウェーデンにおける福祉国家成立の歩みは、福祉供給諸主体間の相互関係の歴史的展開の中で国家がその組織化の中核となっていくプロセスであったと捉えられるのである。

### 参考文献

- 石原俊時 (1996) 『市民社会と労働者文化——スウェーデン福祉国家の社会的起源』 木鐸社。
- 石原俊時 (2012a) 「ストックホルム慈善調整協会——19世紀末葉から20世紀初頭にかけてのスウェーデンにおける公と私の間」『経済学論集』(東京大学) 第78巻第1号, 63-82頁。
- 石原俊時 (2012b) 「福祉国家のオルタナティブ? ——20世紀初頭スウェーデンにおける福祉社会」高田実・中野智世編著『福祉』(近代ヨーロッパの探究15) ミネルヴァ書房, 239-278頁。
- 石原俊時 (2015-20) 「スウェーデン救貧連盟とその諸活動 (1)~(5・完)」『経済学論集』(東京大学) 第80巻第1・2号, 50-73頁; 第81巻第2号, 31-64頁; 第81巻第3号, 20-51頁; 第82巻第2号, 23-62頁; 第83巻第1号, 2-54頁。
- カールソン・ヴェッテルベリイ, クリスティーナ/石原俊時訳 (2013) 「ジェンダー間の平等と福祉国家——20世紀初頭スウェーデンにおける婚姻法をめぐる議論」東京大学 CIRJE Discussion Paper Series J-251。
- 宮本太郎 (1999) 『福祉国家という戦略——スウェーデン・モデルの政治経済学』 法律文化社。
- Åmark, Klas (2005) *Hundra år av välfärdspolitik: Välfärdstatens framväxt i Norge och Sverige*, Boréa.
- Berge, Anders (1995) *Medborgarrätt och egenansvar: De sociala försäkringarna i Sverige 1901-1935*, Arkiv.
- Edebalk, Per Gunnar (2021) *Gustav Möller: En legendarisk socialpolitiker*, Arkiv.
- Hatje, Ann-Katrin (1974) *Befolkningsfrågan och välfärden: Debatten om familjepolitik och nativitetsökning under 1930-och 1940-talen*, Allmänna.
- Hedenborg, Susanna, & Wikander, Ulla (2003) *Makt och försörjning*, Studentlitteratur.
- Höjer, Karl J. (1952) *Svensk socialpolitisk historia*, Norstedt.
- Lundström, Tommy (1993) *Twångsomhändertagande av barn: En studie av lagarna, professionerna och praktiken under 1900-talet*, Stockholms universitet.
- Nilsson, Roddy (2003) *Kontroll, makt och omsorg: Sociala problem och socialpolitik i Sverige 1780-1940*, Studentlitteratur.
- Swärd, Hans, & Edebalk, Per Gunnar, red. (2017) *Socialt arbete och socialpolitik-om Centralförbundet för socialt arbete och dess betydelse*, Studentlitteratur.
- Wånger, Erik (2003) *Från sockenkommun till storkommun: En analys av storkommunreformens genomförande 1939-1952 i en nationell och lokal kontext*, Växjö Univ. Press.

## あとがき

多数の地域・時代の「福祉」のありさまを、人類がつくってきたひとつの織物として表現するという本書の企図は、「織物」をあしらった装幀のデザインに示されている。これにどのような印象を持つだろうか。困っている人をやさしく包み込む暖かいニットなのか、社会的な転落を受けとめる強靱なセーフティ・ネットなのか、最低限以下の救いにしかならない薄くて隙間だらけの生地なのか、すぐに破れてしまう脆弱な布なのか——。いずれの印象をも抱かせてくれるのではないだろうか。本書を読む人の頭の中に、容易に要約しがたいが「福祉の世界史」としかいいようのない、人類のたゆみない営みが立ち上がってきて、自身の「常識」が健全に揺らがされること、たくさんの答えと、それ以上の問いが得られることを、私たちは願ってやまない。

出上来がってみれば、ひじょうに大部な書物となった。そのはじめは、2021年3月に、有斐閣の得地道代さんと岩田拓也さんが、金澤の研究室を訪問してくださいったときにさかのぼる。本づくりに懸ける得地さんたちの熱い思いに触発されて、考える限り最も野心的な「福祉」に関する本をつくってみようかと決意した。漠然とした青写真に、お二人は全面的に賛同してくださった。もちろん最初から協力者を念頭に置いていた。日本史からは松沢裕作氏、東アジア史からは帆刈浩之氏、イスラム史からは三浦徹氏という、各分野の尊敬する研究者の方々にお声かけして、チームができた。その後は得地さん・岩田さんにバックアップしていただきながら、4人で相談を重ね、企画内容を精査して、目次案を練り、ほんとうにたくさんの各分野に通暁する方々に執筆を引き受けていただいた。私たちの意図を汲んで力作をお寄せくださったみなさんには、ここで感謝の意を表したい。

最後に、編者の一人として、東アジア史関連の目次を立案し、執筆者を選定し、依頼してくださった帆刈浩之氏は、編集の期間中に、帰らぬ人となった。長らく闘病しておられることは承知していたのだが、帆刈氏でなくてはとの思いから、あえてご協力をお願いした。ありがたいことに、喜んで編者になってくださった。かぎらないお人柄と素敵なお顔を思い出すにつけ、完成品をともに見ることができなかったことが悔やまれてならない。独創的なご研究の数々は学界の財産であり続けるが、本書もまた、帆刈氏の学識を世に知らしめるものであらんことを。

2025年10月

編者を代表して 金澤 周作

# 索引

\*「福祉の世界史」を織りなす1000の指標：本書で取り上げた福祉にかかわる項目（事項、地名、人名）を、地域や時代を超えて、検索（サーチ）することができます。

- ・頁番号……当該項目の記述が連続している際には原則として初出の頁のみを示しています。
- ・〔 〕……項目の別称 例：イスラーム教徒〔ムスリム〕
- ・（ ）……項目の補足 例：育児（事業）、失業（者）
- ・→……見よ項目（改行して示している場合は参照項目）

## 事項索引

アルファベット	ン	453, 501
AICP →貧民状態改良協会	SFF →スウェーデン救貧連盟	→家族
ARA →アメリカ救援局	UISE →（セーブ・ザ・チルドレン→）国際セーブ・ザ・チルドレン連盟	——経済 90
CARE 498	UNRRA →アンラ	イエズス会（士） 212-214, 216, 222, 225, 238, 240, 254, 313, 436
Co-op →（協同組合→）生活協同組合	VOC →東インド会社	——追放 226
COS →慈善組織化協会	WCG →（協同組合→）女性協同組合ギルド	医学校 149, 150
CSA →社会事業中央連盟	WHO →世界保健機関	行き倒れ（人） 275, 283, 422, 441
CSO →（市民社会→）市民社会組織	WIC →西インド会社	育児（事業） 296, 407
CSR →企業の社会的責任		育児会 296
FAO →国際連合食糧農業機関	あ 行	育児所 412
FVO →慈善調整協会	愛 徳 230, 233	育児堂 264, 294, 296, 312, 313, 317, 322, 407, 411
HIV 546, 616	→チャリティ	育 児 9, 448, 474, 493, 501, 539, 641
ICA →（協同組合→）国際協同組合同盟	7つの—— 82	育子制度 296
ICRC →赤十字国際委員会	愛 民 270	医 師 31, 84, 94-96, 102, 104, 114, 146-152, 154, 195, 212, 214, 246, 247, 250, 255, 303, 338-340, 380, 388, 400, 592, 612-619, 622, 652-654
ICWG →（協同組合→）国際協同組合女性ギルド	朝日訴訟 640	イスラーム
ILO →国際労働機関	アニマル・アクティヴィズム 648	——・インターナショナル 438
IPR →万国宗教会議	虹田学園 461	——教徒〔ムスリム〕 107, 127, 250, 252, 257, 435, 438, 514, 562, 565, 575, 581
LRCS →赤十字社連盟	アームズハウス〔公立／私設の救貧院〕 336, 361	為善応報の思想 →勸善思想
MSF →国境なき医師団	アメリカ救援局〔ARA〕 434, 522, 598	遺（家）族 234, 267, 398, 424, 500, 504, 522, 536, 577,
——インターナショナル 615	アルコール中毒者 489	
NGO →非政府組織	アルメニア教会 205, 208	
NHS →国民保健サービス	アンラ〔UNRRA, 連合国救済復興事業局〕 527, 597-599	
OXFAM →オクスフォード飢饉撲滅委員会	家〔イエ〕 20, 28, 46, 140, 144, 276, 290, 301, 324, 446,	
SCF →セーブ・ザ・チルドレ		

637  
イマーレット 247  
移民 74, 116, 190, 196, 336, 342, 357, 361-365, 367, 419, 420, 422-425, 429, 438, 455, 456, 466, 470, 471, 473, 479-481, 487, 502, 508, 514, 562, 570, 575  
—ディアスポラ 425  
医療 5-7, 24, 29, 31, 47, 54, 75, 83, 84, 94, 98, 101, 102, 125, 148, 250, 264, 276, 277, 330, 350, 372, 393, 396, 400, 407, 412, 435, 449, 455, 476, 505, 507, 534, 537, 566, 571, 575-577, 601, 607, 610, 612, 614-616, 618, 627, 628, 637, 651-654  
—化 83  
終末期— 125  
新型農村合作— 627  
医療保険 31, 478, 501, 544, 546, 553, 651  
都市住民基本— 627  
因果応報 304  
ヴァイマル憲法 399  
乳母〔乳婦〕 214, 275, 316, 533  
ウラマー 100, 102, 104, 247, 254, 575  
ウルナンマ法典 20  
運棺 423  
映画  
『アメイジング・グレイス』 648  
『老いぼれの強盗たち』 539  
『ザ・コーヴ』 648  
『私生活』 540  
『パセイク織物業ストライキ』 429  
『ロシア飢饉』『オーストラリア救援』『ポーランド救援』 524  
エイズ 464, 546, 616  
栄養 396, 586, 589, 597  
エヴェルジェティスム 33-35, 72  
易姓革命 270

疫病〔感染症、伝染病〕 54, 55, 57, 59, 61, 72, 106, 107, 113, 147, 212, 215, 216, 231, 238, 249, 344, 360, 386, 388, 392, 393, 409, 422, 444, 464, 597, 605, 616  
エスタード・ダ・インディア 224  
エスニシティ 425, 515  
江戸町会所 284, 445  
エリート 27, 74, 205, 231, 390, 396, 419, 428, 583, 620, 633  
エルバーフェルト（市の救貧）制度 394, 396  
エンコミエンダ制 229, 232  
塩商 320  
オイル・ショック 502, 512, 586, 642  
王道 174, 277  
王の孤児〔オルファン・デル・レイ〕 224  
王立動物虐待防止協会 647, 649  
大山古墳 66  
岡山孤児院 634  
オクスフォード飢饉撲滅委員会〔OXFAM, オックスファム〕 560, 612  
贈り物 11, 21, 29, 32, 141  
オスピタル〔施療院〕 229-234  
→ホスピタル  
落穂（拾い） 41, 60, 61, 112, 265, 337  
オテル・デユー 76, 78, 79, 83  
オープン・スペース 345, 346  
オルファン・デル・レイ →王の孤児  
恩賜財団慶福会 635  
恩賜賑恤資金窮民救助規程 452  
恩寵 101, 108  
か行  
改革派（教会）〔オランダ改革派（教会）〕 236, 237,

240, 241  
会館 424  
開業医 651-653  
街区 109, 246, 248  
介護 2, 3, 51, 80, 95, 139, 216, 339, 501, 507, 573, 639, 641-643  
—ケア 2, 3, 5, 7-9  
—保険 24, 508, 642  
外国人 84, 116, 358, 365, 570  
—労働者 503, 570  
海難 79, 168, 257, 336  
外来者収容施設 90, 92  
戒律 127, 164, 167  
科挙 141, 315  
華僑〔華人移民, 華人ディアスポラ〕 419, 421  
—報徳善堂 422  
学海堂 264  
罌米 284, 285, 288  
カーザ・ピア →慈善院  
餓死 157, 274, 275  
下賜金 303, 319, 635  
家事労働 362, 623  
カースト 583, 586, 587, 591  
家族 4, 7, 9, 13, 20, 27, 141, 173, 198, 231, 333, 486, 500, 506, 513, 547, 566, 591, 599, 621, 627, 642  
→家  
—ワクフ 103, 106  
核— 334, 591  
拡大— 554, 591  
近代— 380, 500, 505  
華族 300  
活人署 276  
家庭奉仕員〔ホームヘルパー〕 641  
カトリック（教会）〔ローマ・カトリック（教会）〕 73, 84, 89, 108, 122, 190, 192, 194, 195, 200, 203, 204, 208-214, 221, 230-232, 238, 240, 313, 370, 372, 375, 381, 387, 393, 401, 435, 436, 438, 439, 466, 472, 475, 480-482, 498, 550  
—・インターナショナル 436

# 福祉の世界史

*Welfare: A Global History*

2025年12月20日 初版第1刷発行

編者 金澤周作, 帆刈浩之, 松沢裕作, 三浦徹

発行者 江草貞治

発行所 株式会社有斐閣

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17

<https://www.yuhikaku.co.jp/>

装丁 吉野愛

印刷 大日本法令印刷株式会社

製本 牧製本印刷株式会社

装丁印刷 株式会社享有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。

©2025, Shusaku Kanazawa, Yoshihiro Hokari, Yusaku Matsuzawa, Toru Miura.

Printed in Japan. ISBN 978-4-641-17508-2

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

**【COPY】** 本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。